

中南米の地域統合および経済連携協定（EPA）が進出企業に与える影響等について

日本貿易振興機構 海外調査部
中南米主幹 竹下 幸治郎

JETRO

<目次>

1. 中南米における地域貿易協定の形成
2. 中南米進出日系企業の通商協定に関する「声」
3. EPAが締結された場合の日系企業の対応事例、
EPAの効果（チリの事例）

（参考）EPA活用の実務の基礎

世界における貿易自由化はどのようなステップを踏んできたのか？

1930年代のブロック経済圏の形成が第二次世界大戦の原因の一つに

GATT(関税及び貿易に関する一般協定) /WTO (世界貿易機関) による多国間貿易交渉

交渉停滞

戦後は否定的に捉えられてきたFTAや関税同盟の再評価。FTA網の蓄積を通じた世界の貿易自由化進む。

WTOの原則は「加盟国は貿易においてある国を優遇したり差別したりすることはできない」（最恵国待遇 Most Favored Nation:MFN）。

ただし、例外規定として、物品貿易については**GATT第24条**、サービス貿易については**GATT第5条**がある。また、1979年の締約国団決定による「**授權条項**（*）」もFTA締結が進んだ背景の一つ。なお、授權条項とGATT第24条との関係は明確にされていない。

（*）『異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加』において、特定の要件に適合することを条件に、発展途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT第1条（最恵国待遇）の例外として認める。

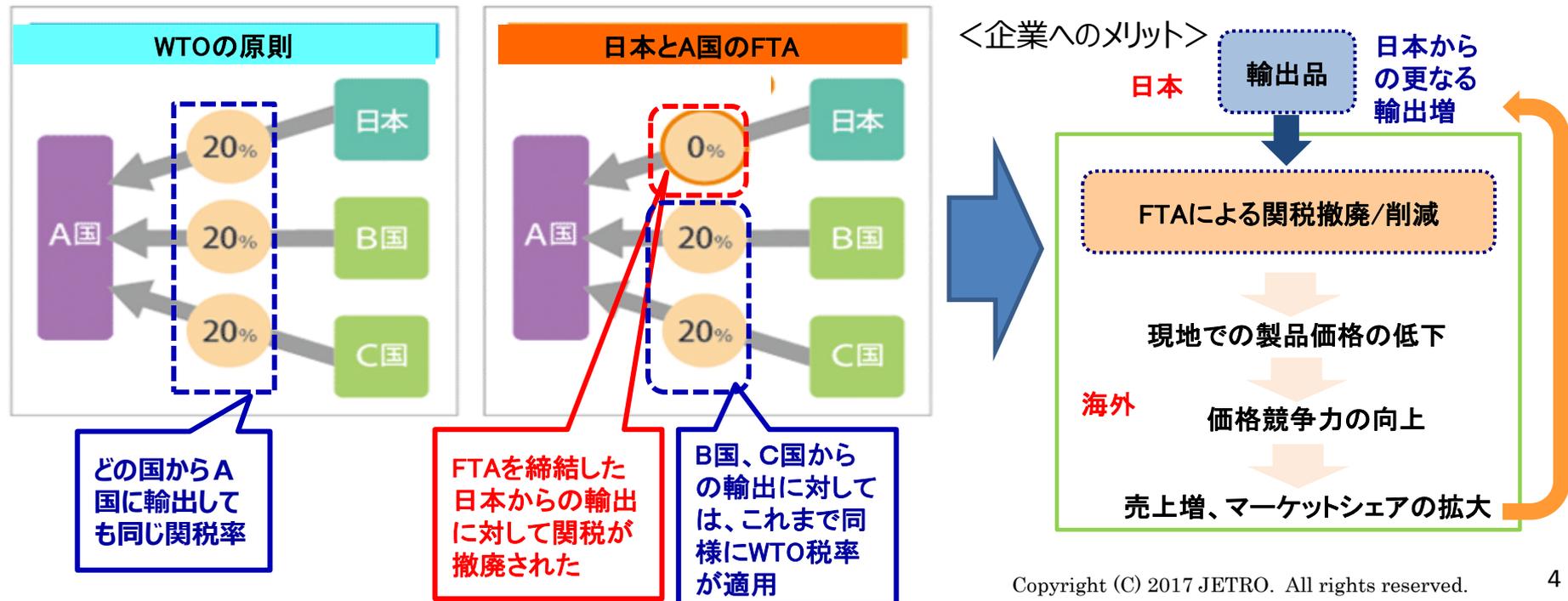
FTA/EPAとは？（WTOとの違い）

■ WTO（世界貿易機関）

WTOは1995年に設立。世界経済のブロック化が保護主義的貿易政策の蔓延ひいては第二次世界大戦の一因となったことをふまえ、ガット（関税及び貿易に関する一般協定）体制が1948年に発足。ただし組織としては暫定的なものであった。1986年以降のウルグアイ・ラウンドにおける貿易ルールの拡充をふまえ、1994年の同交渉妥結の際にWTOの設立合意。貿易・投資に関連するルールを規定。WTOの枠組みでは、加盟する**全ての国に対して等しく**関税などの貿易障壁を削減・撤廃する。

■ FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）

特定の国・地域間で、貿易や投資などの自由化を進める協定。近年、締結されるFTAやEPAは、物品の関税・非関税障壁、サービス貿易に加え、投資、政府調達、人の移動、知的財産など幅広い分野を対象としている。FTAとEPAは実質的に違いはないが、日本政府は経済協力やビジネス環境の整備までも含む幅広い経済上の連携を強化する目的の協定をEPAと呼んでいる。



ラテンアメリカにおける地域貿易協定の構築（1）

<1961年10月発効>
CACM（中米共同市場）

キューバ危機も関係（中米を自由主義のショーウィンドーにしたい米国の意向も反映）

<1965年創設>
CARIFTA（カリブ自由貿易連合）

<1961年6月発効>
1960年LAFTA（ラテンアメリカ自由貿易連合）

アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの11カ国で発足。

■ 1973年までに自由貿易地域を完成させることを目標に置いた。

■ 厳格な最恵国待遇の原則。⇒行き詰まり。73年までの自由貿易地域完成断念。ALADIへ移行。

<1969年10月>
ANCOM(アンデス共同市場)

■ LAFTAのメリットを享受できないとして、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリで発足。

■ 97年にCAN（アンデス共同体）に改称

<1981年3月発効>
ALADI（ラテンアメリカ統合連合）

.....英語表記LAIA

ラテンアメリカにおける地域貿易協定の構築（2）

<1981年3月発効>

ALADI（ラテンアメリカ統合連合）

<特色>

ALADIはWTOに対し、「授権条項」に基づいて通報されたことから、GATT24条が規定する「実質上のすべての貿易について関税、その他の通商上の規制を撤廃する」というFTAの要件を満たす必要はない。

- 自由貿易地域完成の期限を設定せず。
- 開発の程度の高い国が低い国に対してより大幅な関税譲許を認める。ALADI域内で締結される経済補完協定（*1）による自由化の効果を協定締結国以外に適用する義務はない（最恵国待遇なし）

（*1）初期は物品貿易の自由化が中心。近年は紛争解決や政府調達などより広範な事項も盛り込まれるようになってきた。

「ゆるやかで柔軟性のある」連合であるため協定が結び易い

様々な経済補完協定が締結される

1990年代よりチリ、メキシコが独自のFTA路線を展開。ALADI以外の国とのFTA締結を積極的に推進。

世界最先端を行くチリのFTA戦略

チリは3段階アプローチで貿易自由化を推進。

①ユニラテラル（一方的措置）⇒②バイラテラル（二国間交渉）⇒③マルチラテラル（多国間交渉）

米州開銀はこうした動きを「**新地域主義（New Regionalism）**」と呼んだ。FTAの持つ「貿易創出効果（*2）」「貿易転換効果（*3）」に加えて、動態的效果（*4）を期待するもの。

- *2：協定による関税撤廃により協定締結国間の貿易を新たに創出する効果
- *3：関税撤廃の対象国が限定されるため、締結国以外からの輸入が協定締結国からの輸入に転換（代替）される効果である。
- *4：投資、技術移転。通関手続き、紛争処理手続きなどの制度面の改善。安全保障など政治・外交に及ぼす効果。

ラテンアメリカにおける地域貿易協定の構築 (3)

1990年代～2000年代前半：チリ、メキシコが独自のFTA路線を展開するのと並行してNAFTA、FTAAなど米国を含めた地域貿易交渉が活発に行われる。しかし、最終的にFTAAは実現せず。

FTAA (Free Trade Area of Americas)の概要と交渉の挫折

FTAAとは米州34カ国（キューバ除く）から構成される自由貿易地域構想。

94年の第1回米州サミット（於：マイアミ）で34カ国が創設に合意。交渉を2005年までに完了することも合意された。「**小規模国への配慮」「包括的でWTOと整合性がとれた一括合意方式**」、交渉の透明性を確保するため協定条文をドラフト段階からFTAAホームページに掲載。

第2回サミット（於：サンティアゴ 1998年）より交渉開始。

第2回サミット（1998年）より交渉開始。

米国とブラジルの意見相違が顕著に！

米国の農業補助金がブラジルの懸念点。

ブラジルは南米諸国の団結と対米交渉力を高めるため、南米サミットを開催。

- メキシコはすでにNAFTAの存在でFTAAによる変化が少なかったためブラジルと米国が交渉の軸となった。
- チリは米国との2国間FTAをちらつかせて、FTAAと天秤にかける動きをみせる。

2003年第8回貿易相会合で一括合意方式を諦め、2階建て方式に変更。

加盟国が最低限守るべき規定を定め（1階部分）、それ以上のことについては加盟国間の個別交渉を認めるもの。

FTAAライト（軽量版FTAA）と呼ばれるように。

FTAA交渉の機運下がる。

各国は、既存の協定の強化や、域外国とのFTAに乗り出す。（メルコスールやCANの変容、太平洋同盟へ）

その他に出てきたFTAAにネガティブな要素。

- 1999年のブラジル通貨危機に端を発するメルコスール諸国の経済低迷。
- ベネズエラに反米政権（チャベス政権）が99年に誕生。2004年に反米、反FTAA、21世紀型の社会主義を目指すALBA（米州ボリバル同盟）立ち上げ。2016年現在8カ国加盟
- WTOドーハ開発アジェンダ。新たな多角交渉の開始。

メルコスールやCANの変容...多国間交渉の行き詰まりが新たな動きを生む好例

メルコスールの足跡

メルコスールに関する主な出来事	
1985年	イグアス宣言（経済統合推進で合意）
1991年	アスンシオン条約。メルコスール発足。
1994年	オーロレット議定書
1996年	チリ、ボリビアとFTA締結（両国は準加盟国）
1998年	ウシュアイア議定書（民主主義条項）
2002年	オリボス議定書（常設の仲裁裁判所設置）
2005年	コロンビア、エクアドル、ベネズエラとFTA締結（準加盟）
2005年	メルコスール議会（Parlasur）設置決定
2006年	ペルーとFTA締結（準加盟） ベネズエラ加盟議定書署名
2009年	インドと特惠関税協定発効
2010年	イスラエルとのFTA発効 エジプトとのFTA締結
2011年	パレスチナとのFTA締結（未発効）
2012年	パラグアイが加盟資格停止される（ルゴ大統領弾劾が民主主義条項に反するとして）⇒2013年に資格復帰 ベネズエラ正式加盟
2015年	ボリビア加盟議定書署名
2016年	SACU（南部アフリカ関税同盟）との特惠関税協定発効
2017年	エジプトとのFTA発効



CANの統合機運の衰退

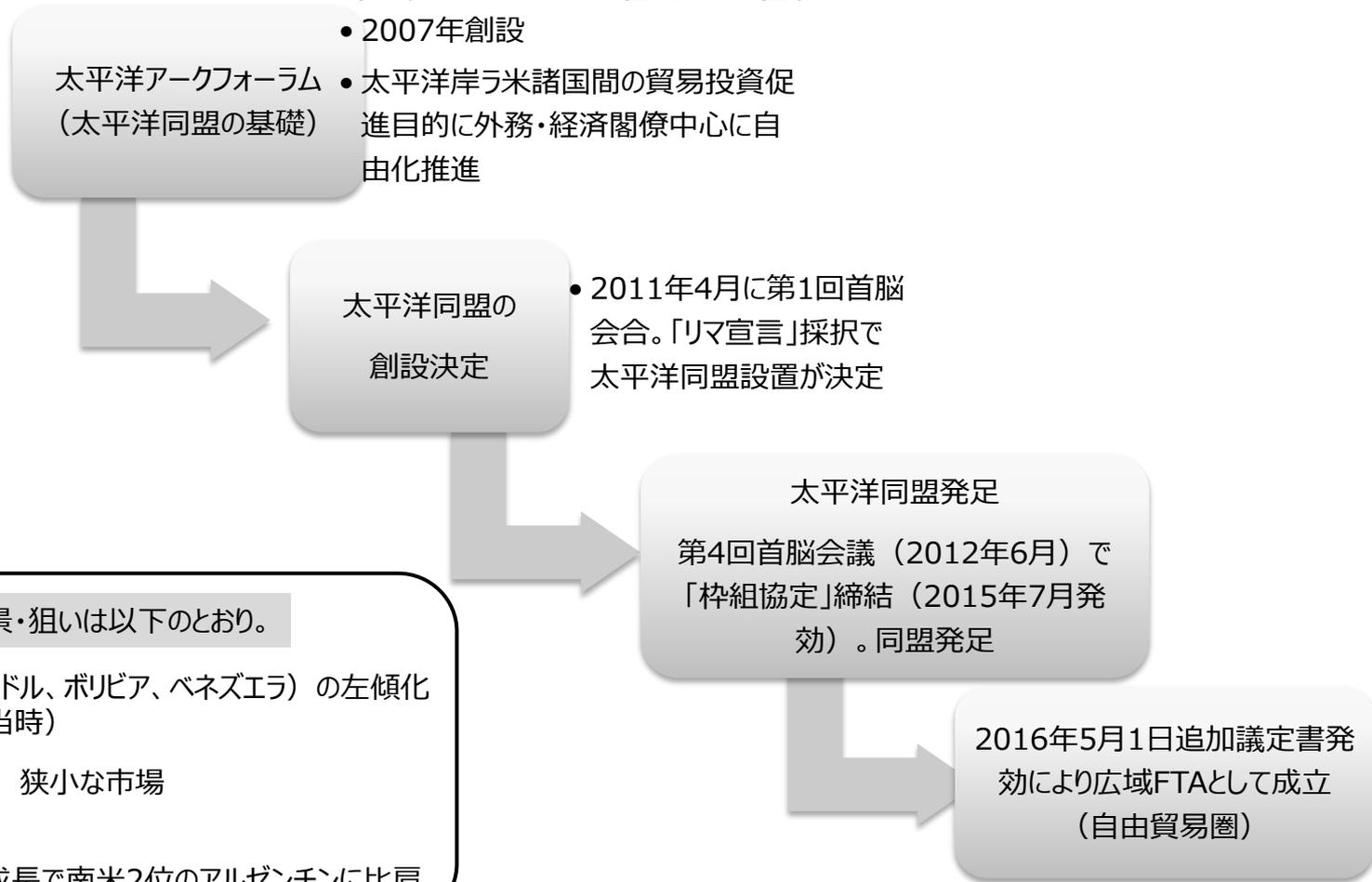
アンデス共同体（ANCOM⇒CAN）の主な出来事	
1969年	アンデス共同市場（ANCOM）として発足 カルタヘナ協定 加盟国：ボリビア、コロンビア、チリ、エクアドル、ペルー
1973年	ベネズエラ加盟
1976年	チリ脱退
1993年	域内関税撤廃
1995年	対外共通関税設定（ペルーは参加せず一時的に脱退）
1997年	CANに改称
2006年	ベネズエラ脱退（ペルー、コロンビアの対米FTA交渉に不満）
2007年	EUとのFTA交渉開始⇒各国離脱でペルー、コロンビアのみ個別で締結

FTAAの交渉盛り上がりを背景としたものだったが...

ペルーは太平洋同盟同盟の形成に至る初期段階において主導権発揮

「開放性」をもって新たに登場した太平洋同盟

* 正式加盟国 メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ オブザーバー国(正式加盟候補国):コスタリカ、パナマ
その他オブザーバー国は52カ国。



ペルー主導。その背景・狙いは以下のとおり。

- 近隣諸国 (エクアドル、ボリビア、ベネズエラ) の左傾化 & 国有化の流れ (当時)
- チリ: 豊富な資本 狭小な市場
- コロンビア: 経済成長で南米2位のアルゼンチンに比肩

参考：米州以外も含めた国・地域と中南米主要国のFTA（関税同盟含む）ネットワーク（2017年6月1日時点）

国・地域名		締結相手国・地域					発効 国数	
		アジア	北米	中米	南米	欧州		その他
チリ		日、韓、中、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、香港	米、加、墨	CACM(5)、パナマ	メルコスール(4)、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、ベネズエラ	EU(28)、EFTA(4)	豪、ブルネイ、NZ、トルコ	62
メキシコ		日、(シンガポール)、(マレーシア)、(ベトナム)、(ブルネイ)	米、加	CACM(5)、パナマ	コロンビア、ペルー、チリ、ウルグアイ、ボリビア	EU(28)、EFTA(4)	イスラエル、(豪)、(NZ)	47
アンデス 共同体 (CAN)	ペルー	日、韓、中、タイ、シンガポール、(マレーシア)、(ベトナム)、(ブルネイ)	米、加、墨	コスタリカ、パナマ、(グアテマラ)、ホンジュラス	メルコスール(4)、コロンビア、エクアドル、ボリビア、チリ、ベネズエラ	EU(28)、EFTA(4)	(豪)、(NZ)	52
	コロンビア	韓国	米、加、墨	グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ、(パナマ)	メルコスール(4)、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、ベネズエラ	EU(28)、EFTA(4)	(イスラエル)	49
	ボリビア		墨		メルコスール(4)、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ベネズエラ			10
	エクアドル				メルコスール(4)、コロンビア、ペルー、ボリビア、チリ、ベネズエラ	EU(28)		37
パナマ		台湾、シンガポール	米、加、墨	CACM(5)	ペルー、チリ、(コロンビア)	EU(28)、EFTA(4)	ドミニカ共和国	45
中米共同 市場 (CACM)	コスタリカ	中国、シンガポール	米、加、墨	CACM(4)、パナマ	コロンビア、チリ、ペルー	EU(28)、EFTA(4)	ドミニカ共和国、CARICOM(4)	50
	ホンジュラス	台湾	米、加、墨	CACM(4)、パナマ	コロンビア、チリ、ペルー	EU(28)	ドミニカ共和国	41
	グアテマラ	台湾	米、墨	CACM(4)、パナマ	コロンビア、チリ、(ペルー)	EU(28)	ドミニカ共和国	39
	エルサルバドル	台湾	米、墨	CACM(4)、パナマ	コロンビア、チリ	EU(28)	ドミニカ共和国	39
	ニカラグア	台湾	米、墨	CACM(4)、パナマ	チリ	EU(28)	ドミニカ共和国	38
ドミニカ共和国			米	CACM(5)、パナマ			CARICOM(6)	13
南米南部 共同市場 (メルコスール)	ウルグアイ		墨		ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、メルコスール(3)		イスラエル	11
	ブラジル				ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、メルコスール(3)		イスラエル	10
	パラグアイ				ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、メルコスール(3)		イスラエル	10
	アルゼンチン				ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、メルコスール(3)		イスラエル	10
	ベネズエラ				メルコスール(4)、コロンビア、エクアドル、ボリビア、ペルー、チリ			9

2017年9月にエジプトとのFTAも発効（オリジナル4カ国と）

(注)括弧内の国・地域は協定署名済みだが未発効の国・地域。

1. 中南米における地域貿易協定の形成

2. 中南米進出日系企業の通商協定に関する「声」

3. EPAが締結された場合の日系企業の対応事例、
EPAの効果（チリの事例）

（参考）EPA活用の実務の基礎

1. 調査目的

中南米における日系企業活動の経営状況、現地のビジネス環境の変化を把握し、日本企業の海外事業戦略立案や当該国のビジネス環境改善を促す提言などに資する情報提供を目的とする。

2. 調査対象

中南米7カ国に進出する日系企業(日本側による直接、間接の出資比率が10%以上の企業)

3. 調査方法・調査時期

アンケート調査、2017年10月18日～11月22日

4. 回収状況

827社に回答を依頼し417社より回答を得た。回答率は50.4%。

5. 調査対象企業の内訳

	調査対象 企業数 (社)	調査企業数		業種内訳				企業規模内訳				回答率 (%)
		回答数 (社)	所在国 構成比 (%)	製造業 (社)	業種内 構成比 (%)	非製造業 (社)	業種内 構成比 (%)	大企業	企業規模 構成比 (%)	中小企業 (社)	企業規模 構成比 (%)	
メキシコ	400	177	42.4	98	55.4	79	44.6	147	83.1	30	16.9	44.3
ベネズエラ	19	14	3.4	4	28.6	10	71.4	13	92.9	1	7.1	73.7
コロンビア	35	30	7.2	11	36.7	19	63.3	26	86.7	4	13.3	85.7
ペルー	25	19	4.6	7	36.8	12	63.2	14	73.7	5	26.3	76.0
チリ	58	37	8.9	8	21.6	29	78.4	30	81.1	7	18.9	63.8
ブラジル	237	99	23.7	46	46.5	53	53.5	83	83.8	16	16.2	41.8
アルゼンチン	53	41	9.8	14	34.1	27	65.9	36	87.8	5	12.2	77.4
中南米全体	827	417	100.0	188	45.1	229	54.9	349	83.7	68	16.3	50.4

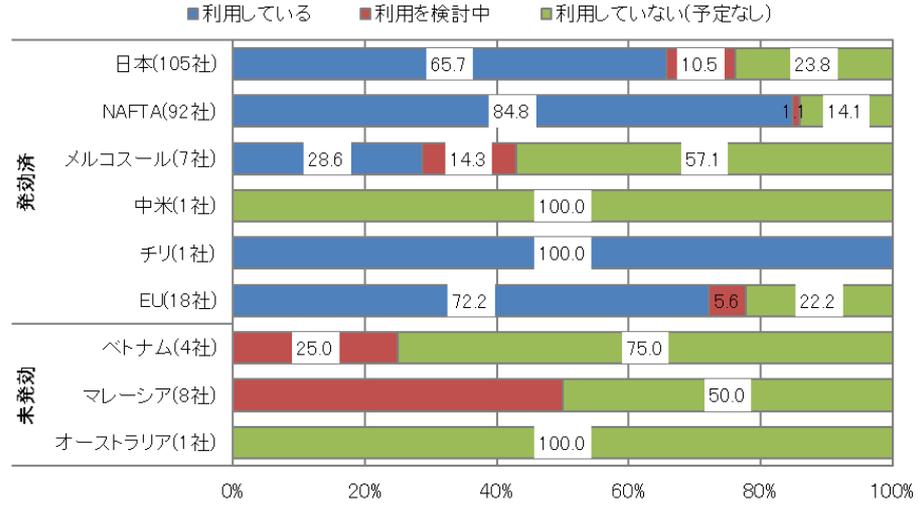
6. 備考

調査は1999年より実施し、本年度は第18回目。図表の数値は四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはならない。

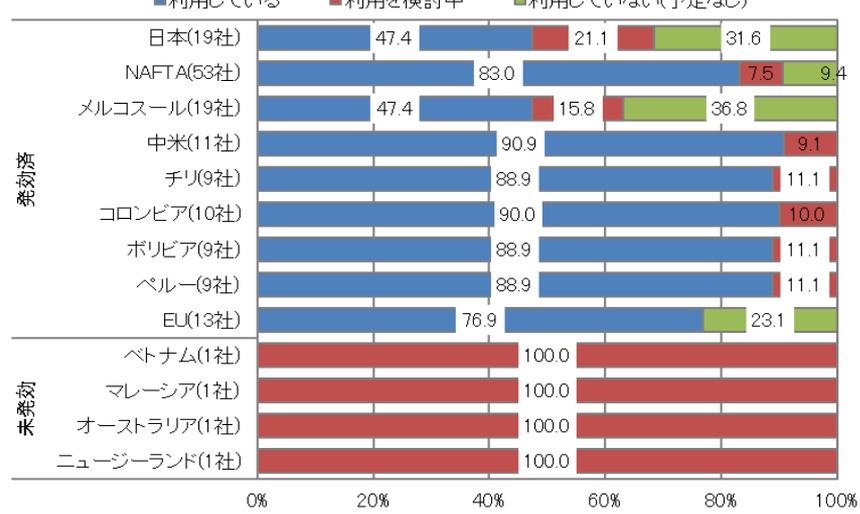
FTA/EPAの活用状況と問題点（貿易実績のある企業対象）：メキシコ

■ 日墨EPAは輸入での活用が多い。NAFTAについては輸出でも輸入でも8割以上の利用がある。CPTPPについてはマレーシアやベトナムからの輸入で活用を検討する企業が比較的多い。

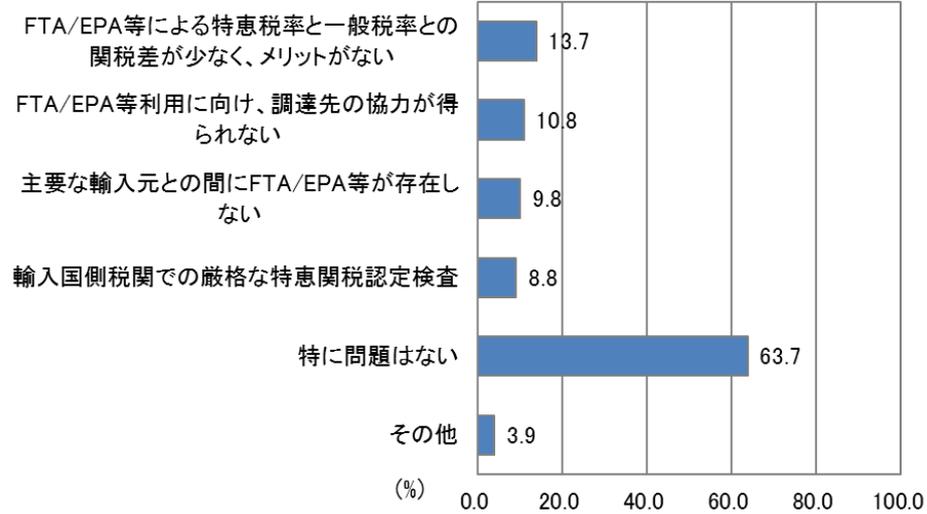
メキシコへの輸入



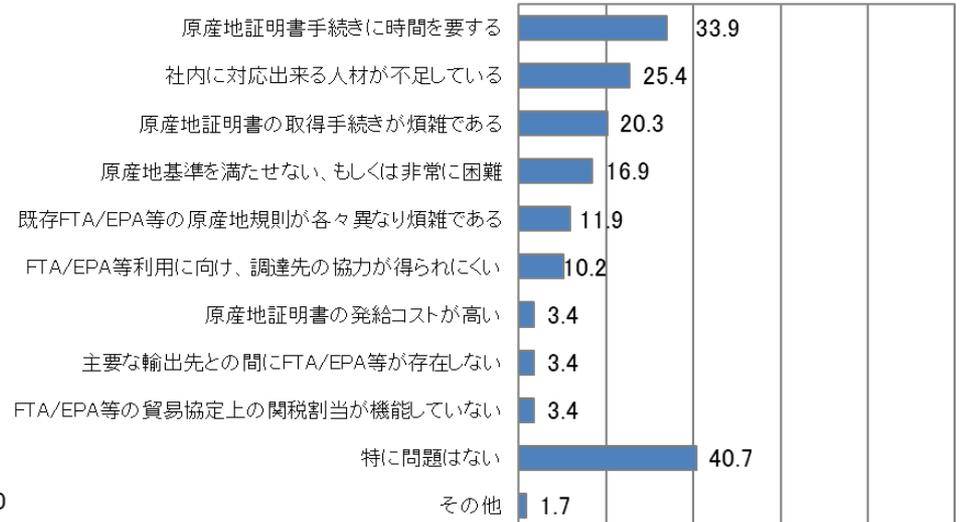
メキシコからの輸出



FTA/EPA活用にあたっての輸入面の問題点：メキシコ(n=102)

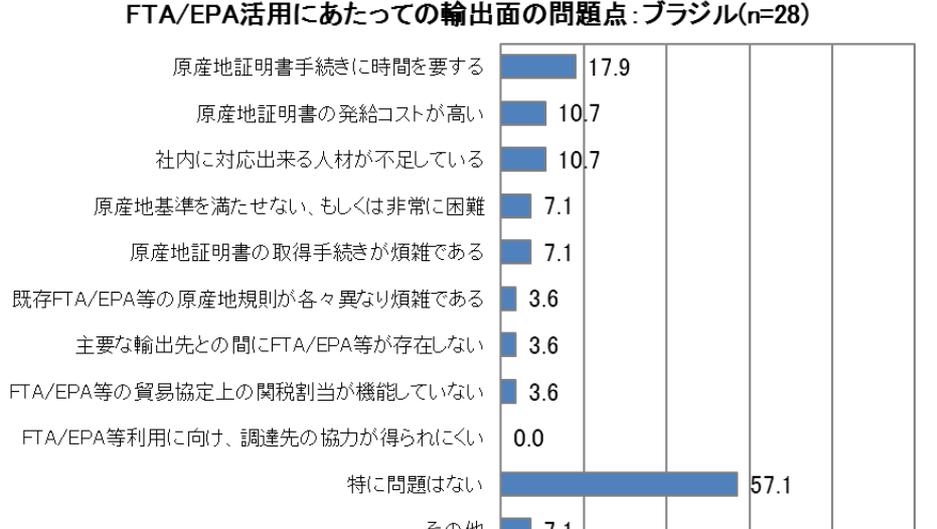
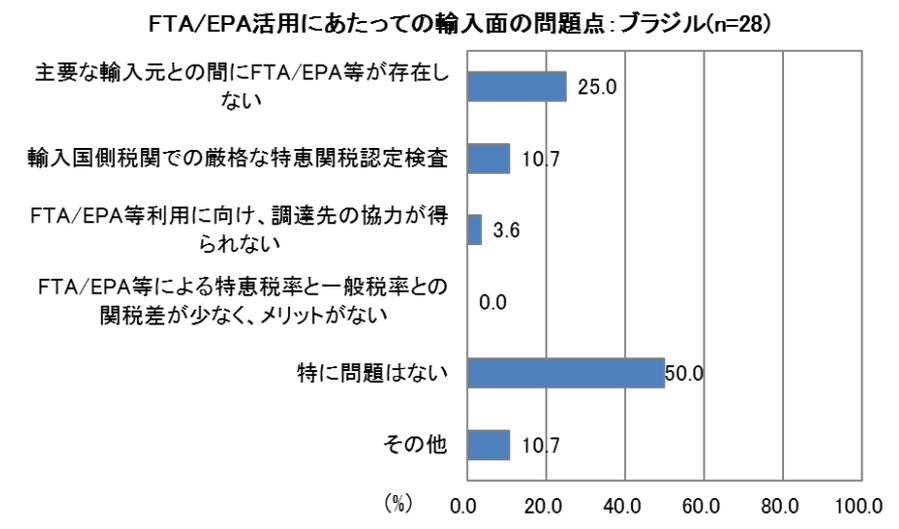
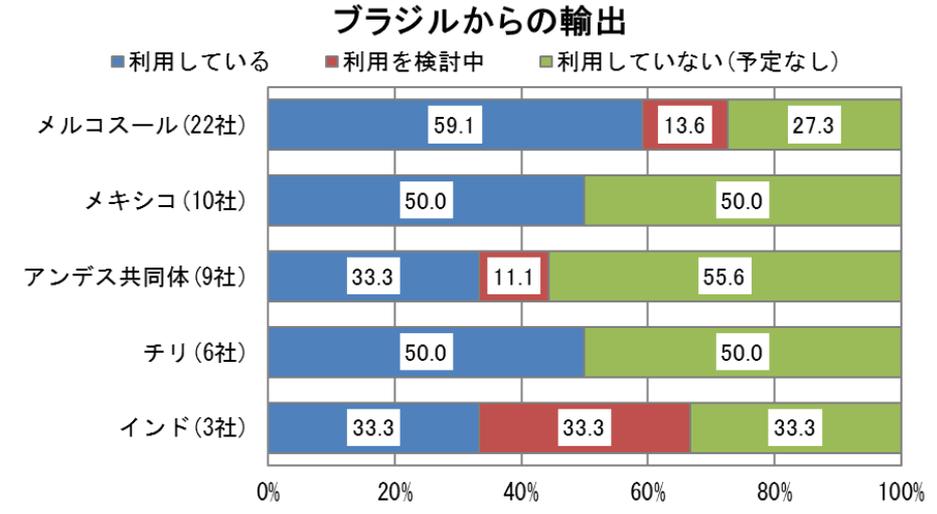
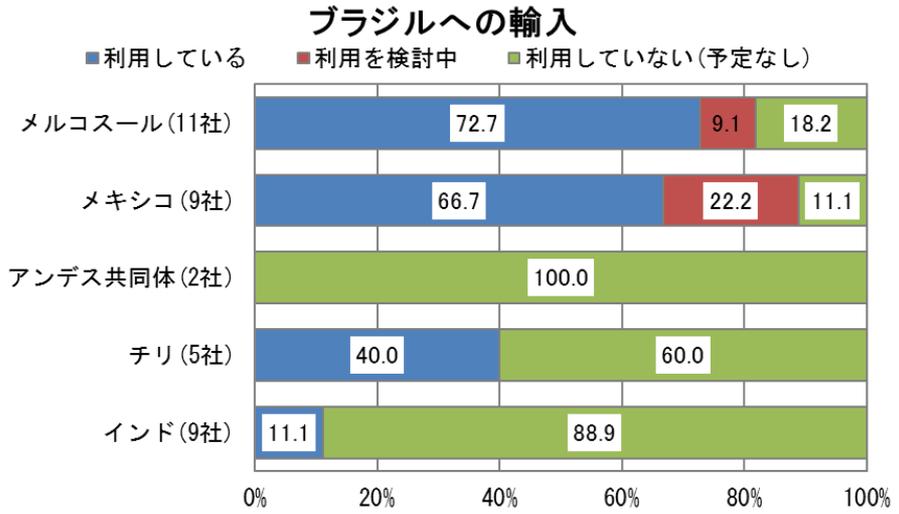


FTA/EPA活用にあたっての輸出面の問題点：メキシコ(n=59)



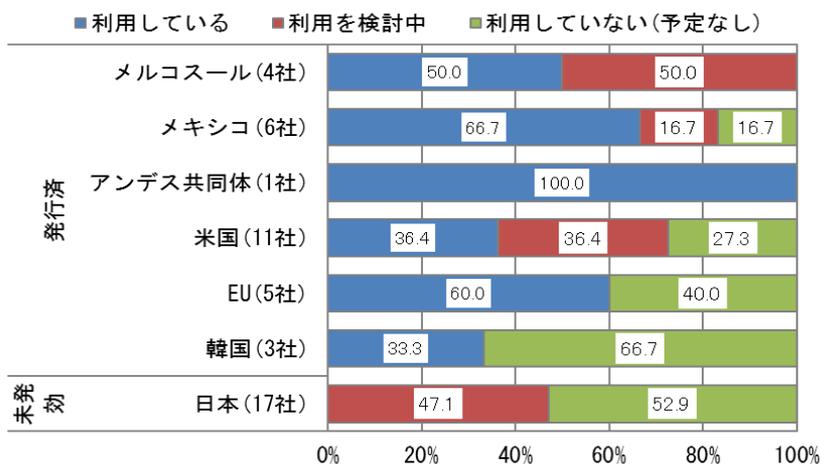
ブラジル

■メキシコとの経済補完協定(ACE 55号)の原産地規則強化による影響で、ブラジルへの輸入時の利用率が前年より低下した(85.7%→66.7%)。

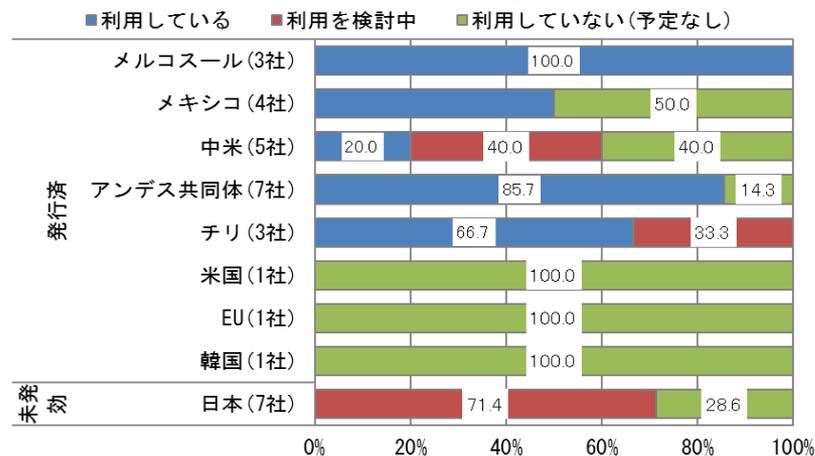


■ 輸入では対メキシコをはじめとする多様な協定、輸出ではアンデス共同体(85.7%)やメルコスルールとの協定(100%)を利用する企業が多い。日本とのEPAの利用を検討している企業は比較的多く、交渉の早期妥結が期待されている。

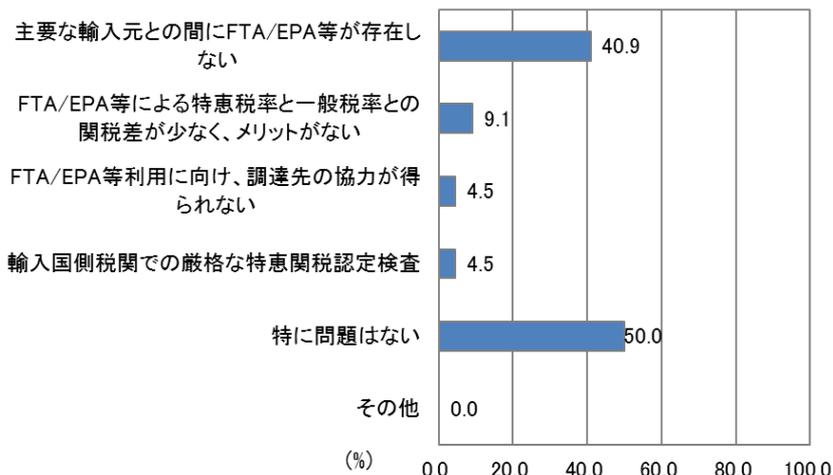
コロンビアへの輸入



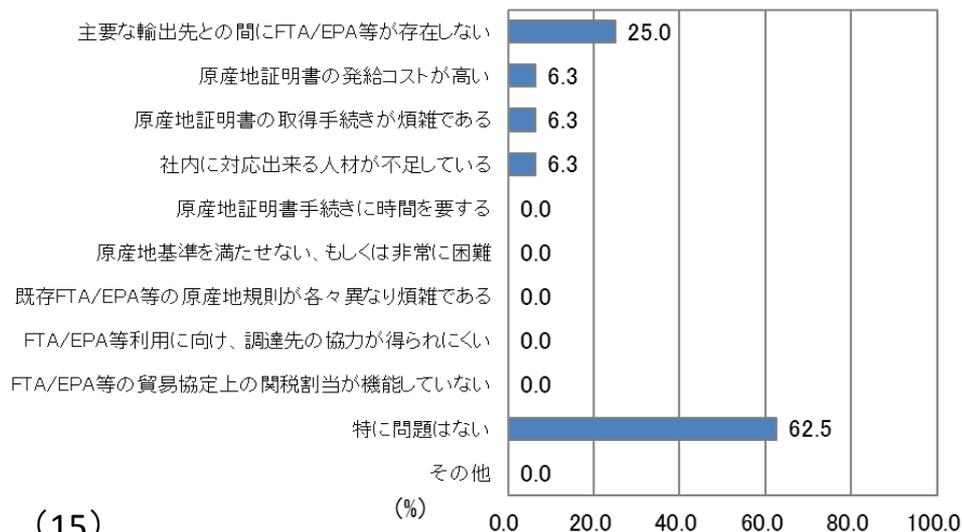
コロンビアからの輸出



FTA/EPA活用にあたっての輸入面の問題点:コロンビア(n=22)



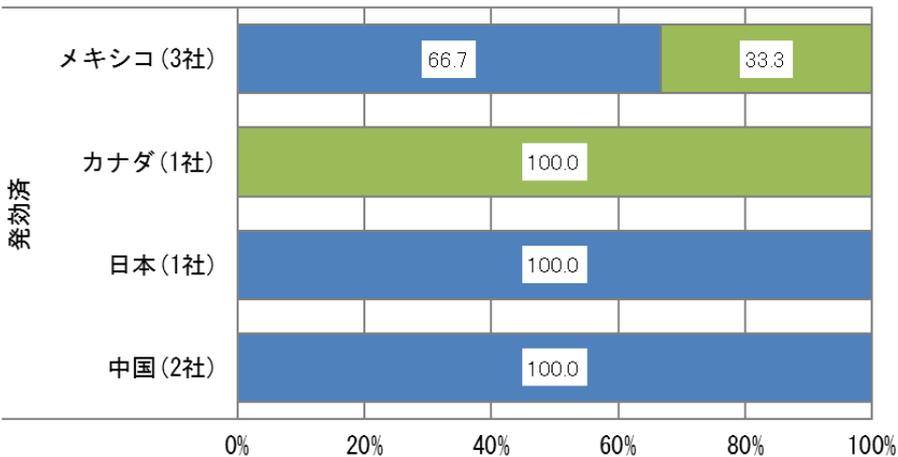
FTA/EPA活用にあたっての輸出面の問題点:コロンビア(n=16)



■ 対アジア輸出に2国間FTA/EPAを活用する企業が多い。

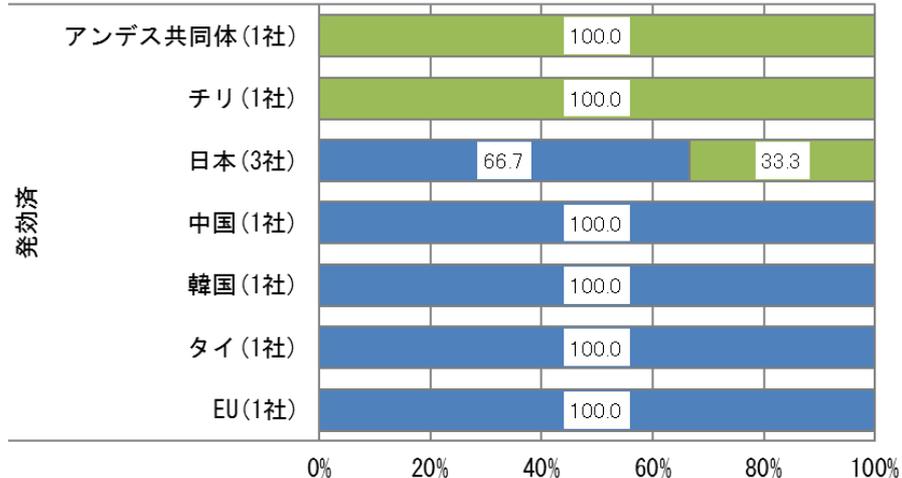
ペルーへの輸入

■ 利用している ■ 利用を検討中 ■ 利用していない(予定なし)

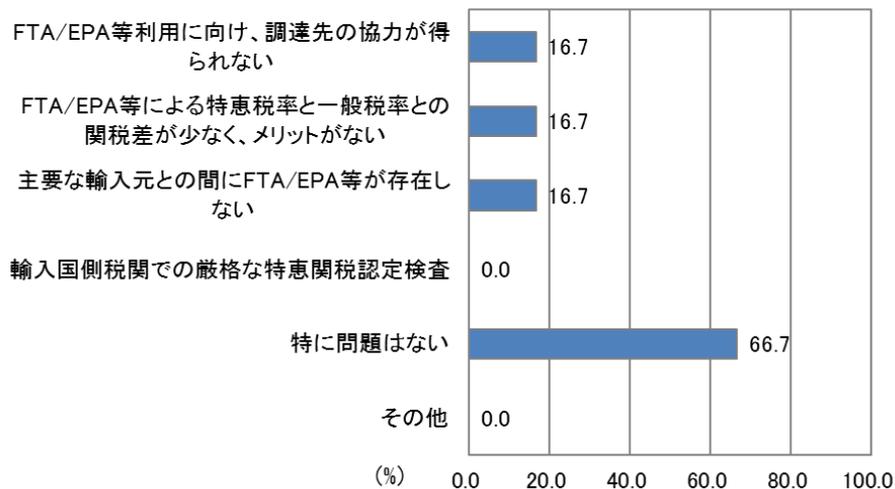


ペルーからの輸出

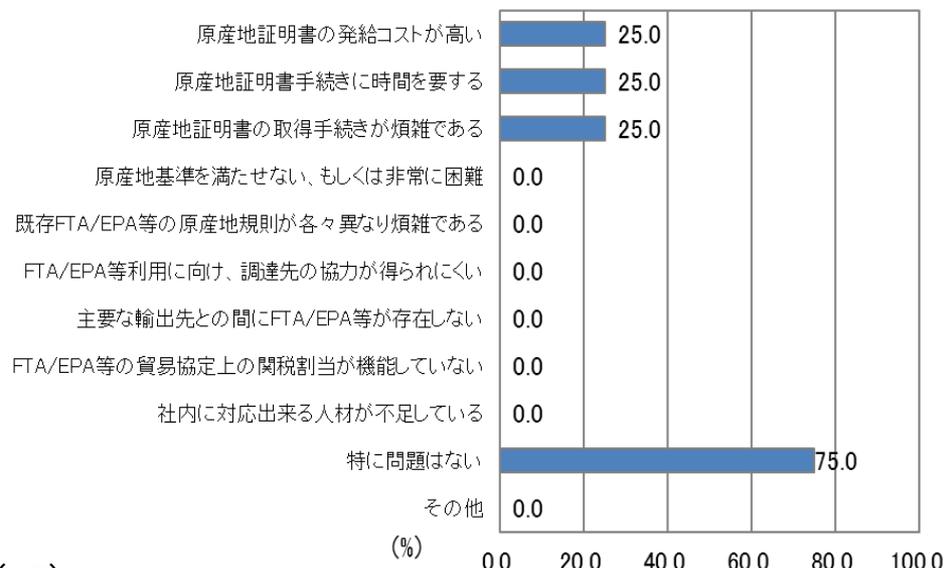
■ 利用している ■ 利用を検討中 ■ 利用していない(予定なし)



FTA/EPA活用にあたっての輸入面の問題点：ペルー(n=6)

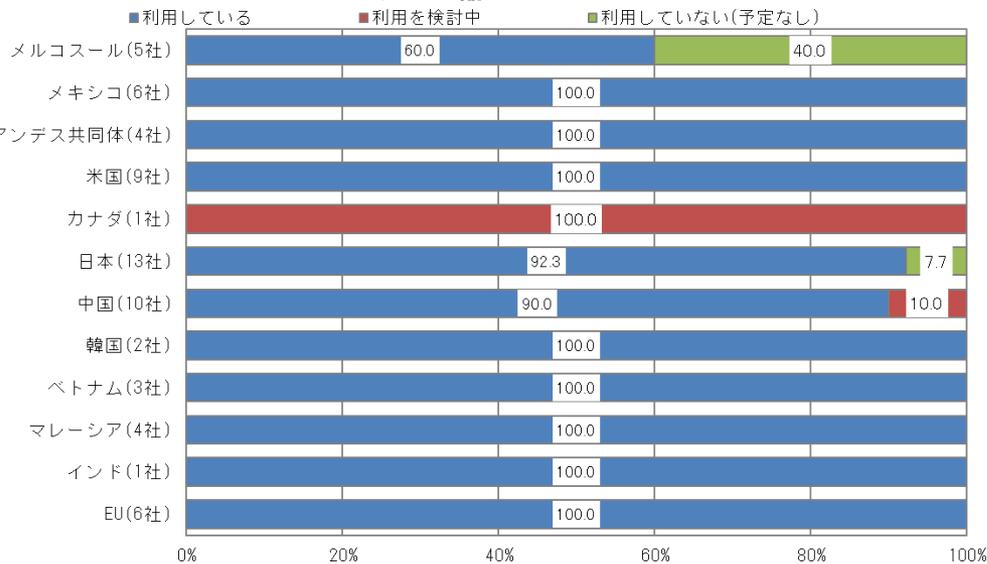


FTA/EPA活用にあたっての輸出面の問題点：ペルー(n=4)

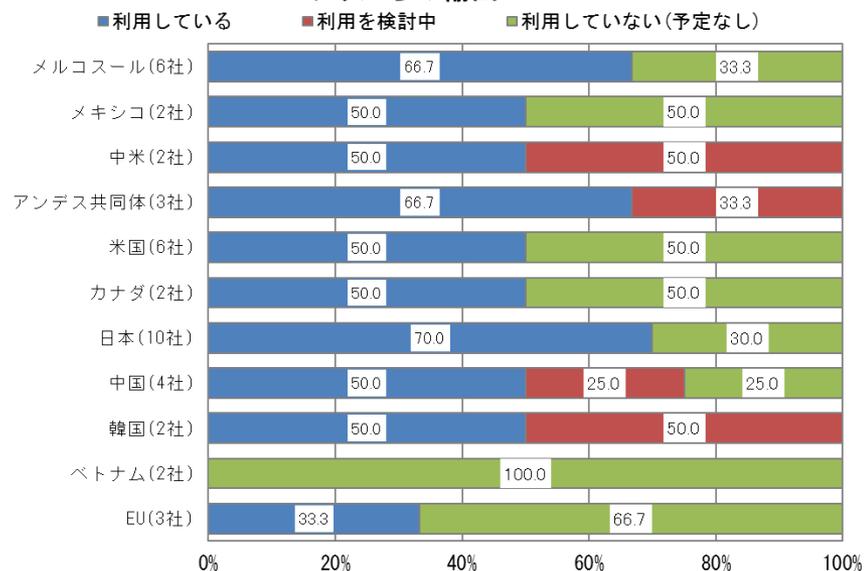


■特に輸入でFTA等の利用率が高い。活用に際して、「特に問題はない」という回答が8割を超えた。

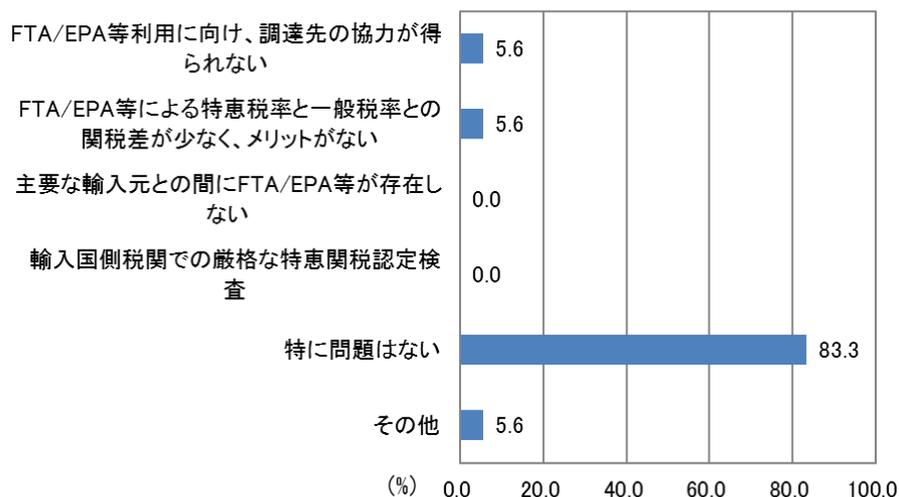
チリへの輸入



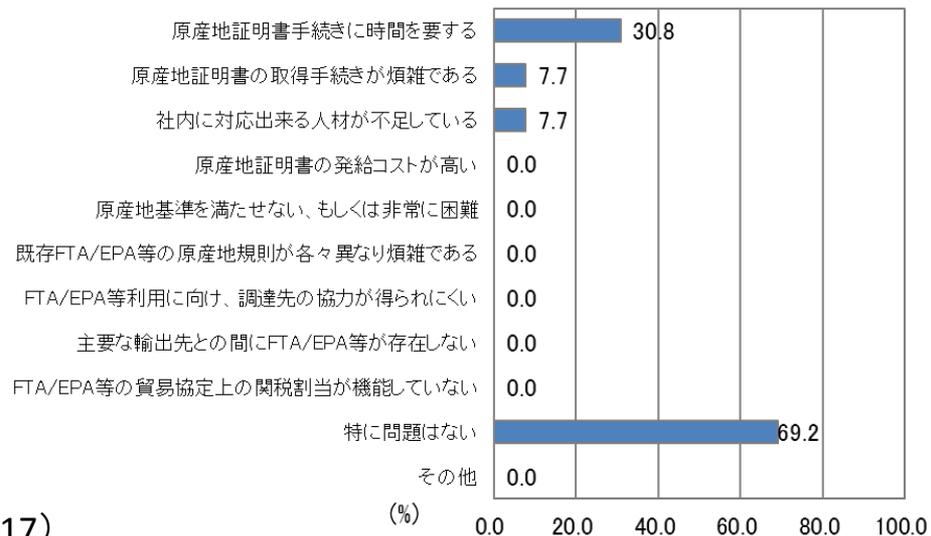
チリからの輸出



FTA/EPA活用にあたっての輸入面の問題点:チリ(n=18)

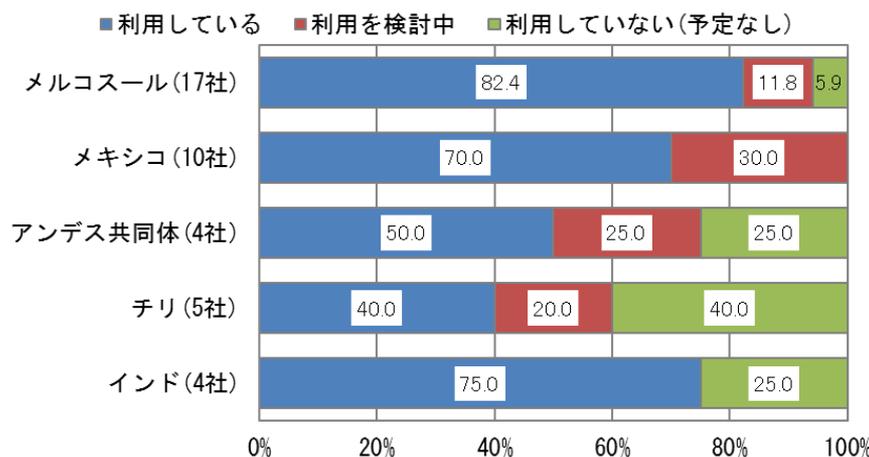


FTA/EPA活用にあたっての輸出面の問題点:チリ(n=13)

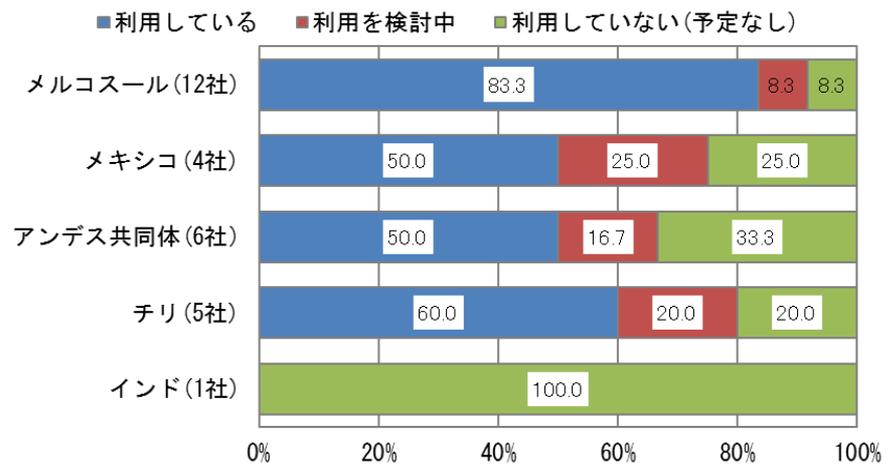


■アルゼンチンでは、輸出入の両面でメルコスールとメキシコとの経済補完協定(ACE 55号など)を利用する企業が多い。

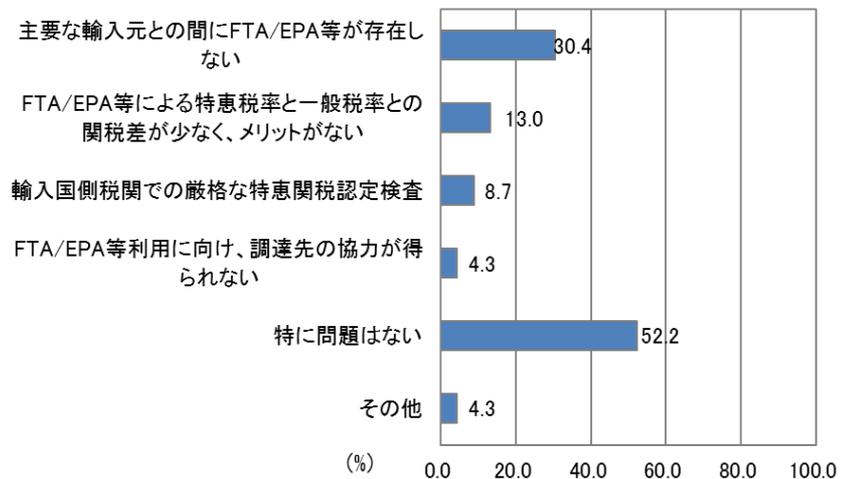
アルゼンチンへの輸入



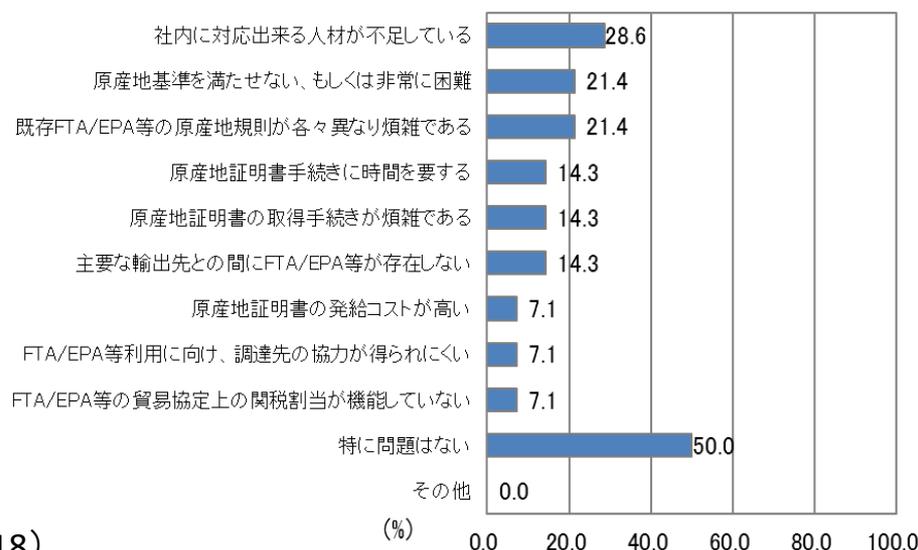
アルゼンチンからの輸出



FTA/EPA活用にあたっての輸入面の問題点:アルゼンチン(n=23)



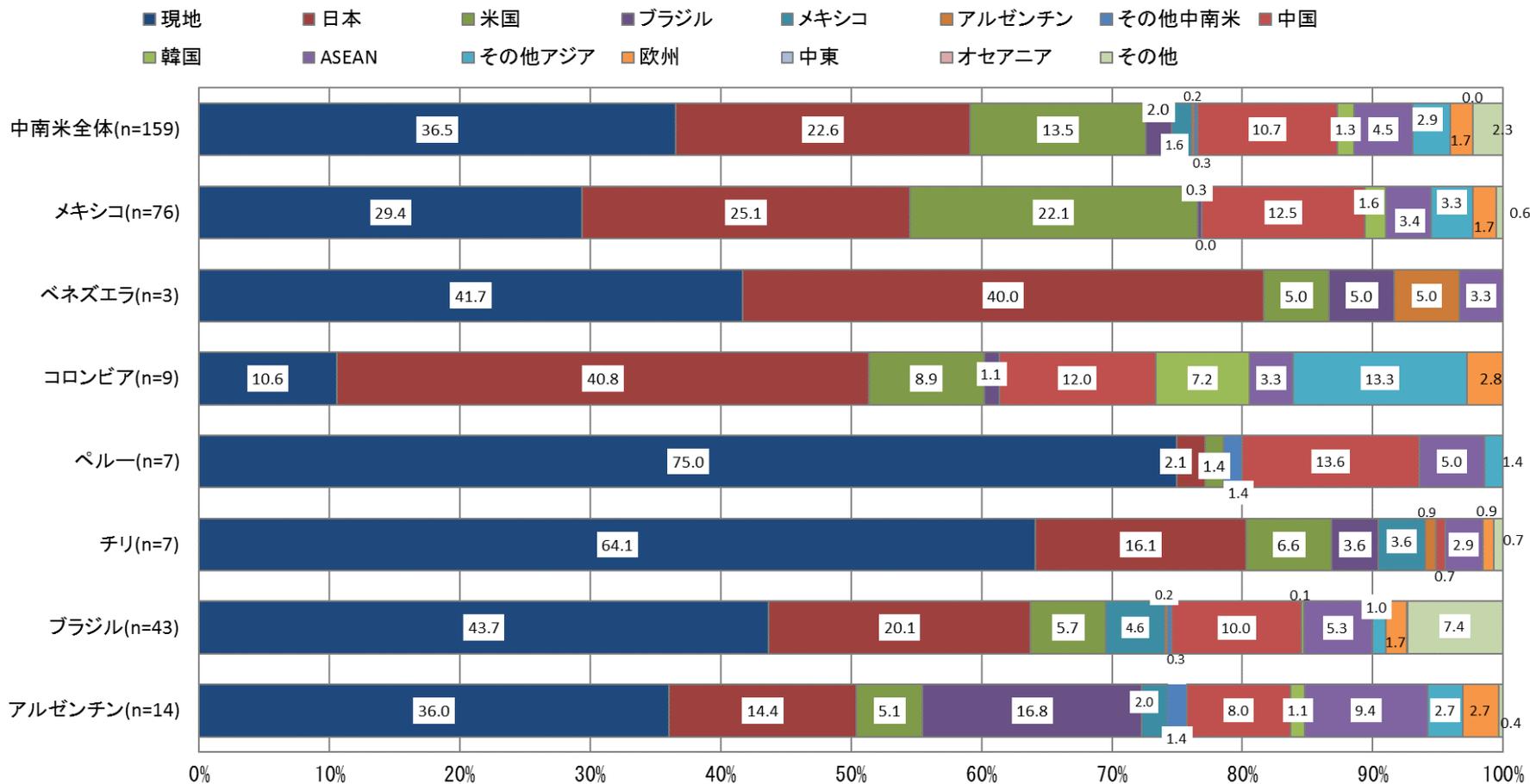
FTA/EPA活用にあたっての輸出面の問題点:アルゼンチン(n=14)



原材料・部品の調達状況：調達先の内訳〔グローバル〕

- 自動車産業が集積するメキシコとブラジルを比べると、メキシコの現地調達比率(29.4%)はブラジル(43.7%)に及ばず、依然として日本や米国からの調達に依存している状況が見て取れる。
- アルゼンチンでは、ブラジルにも工場を持つ自動車関連企業が多く、ブラジルからの調達が16.8%と高い。現地調達率は前年より上昇した(22.3%→36.0%)。

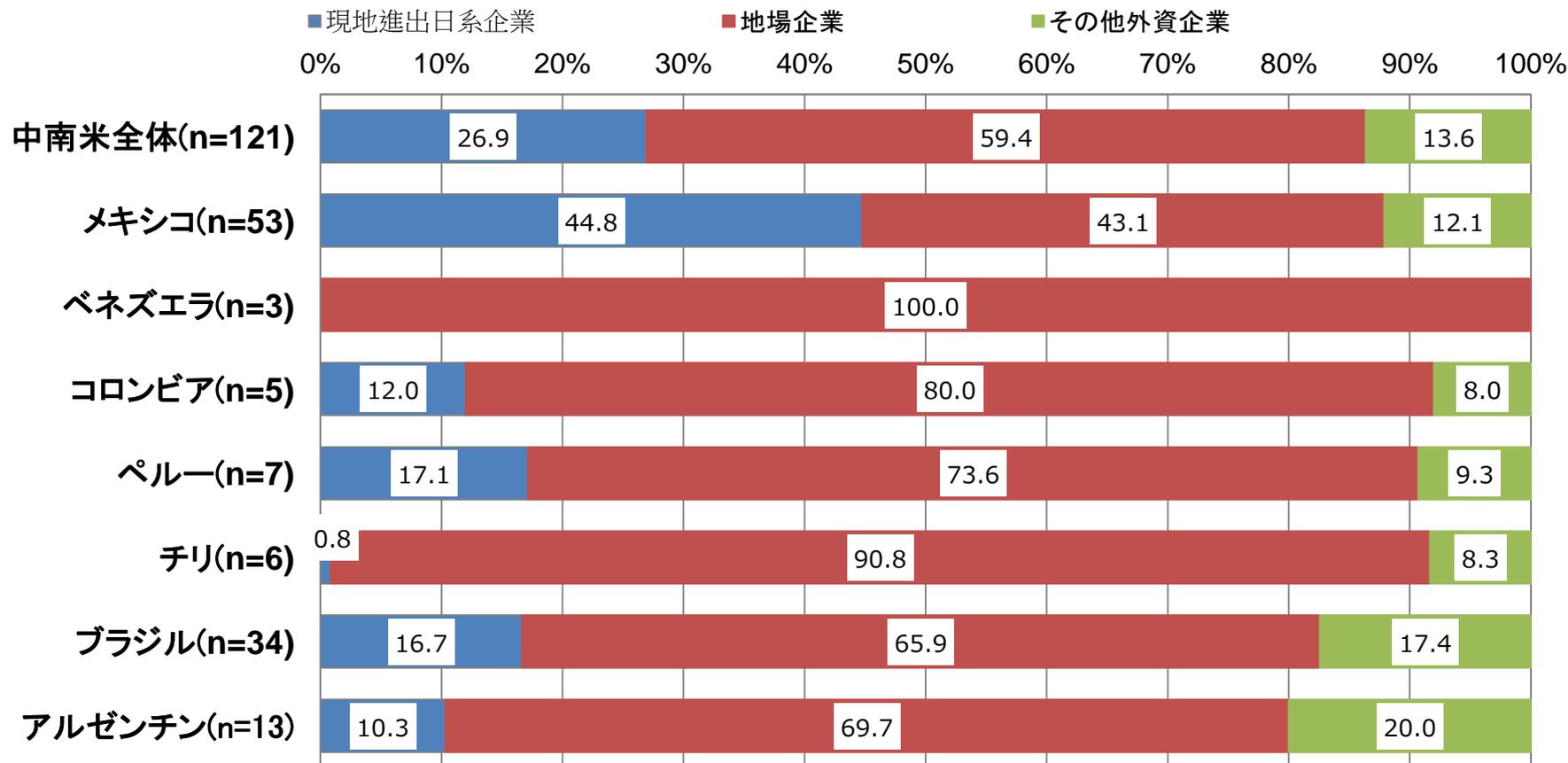
部品・原材料の調達先の内訳（製造業164社）



原材料・部品の調達状況：調達先の内訳〔進出先国内〕

- 中南米全体では、現地進出日系企業からの調達比率が前年より高まった(19.9%→26.9%)。
- 二次サプライヤー(Tier2)など日系企業の進出が盛んなメキシコでは、現地進出日系企業からの調達比率が他国に比べて高く、前年調査と比較すると4ポイント上昇している。
- チリなど南米の資源国では現地資源の加工・輸出形態ビジネスが多いため、地場企業からの調達率が高い。

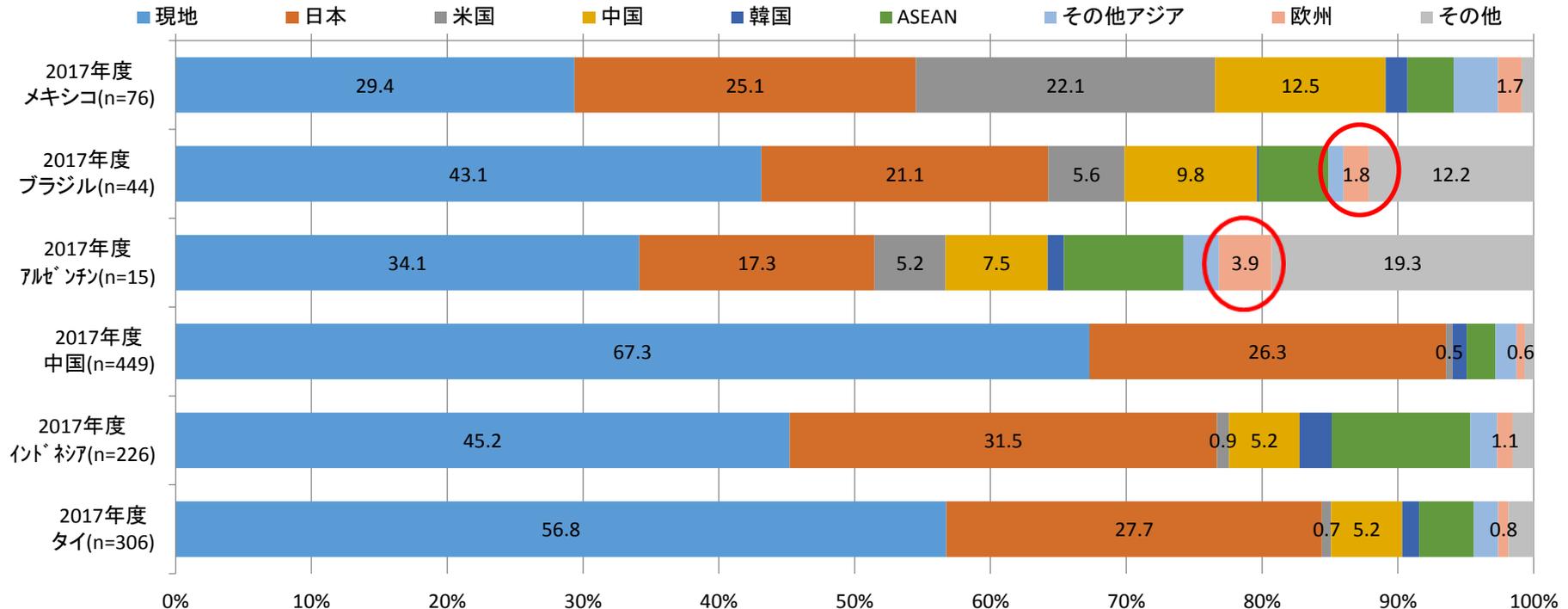
部品・原材料の調達先の内訳〔現地〕（製造業164社）



原材料・部品の調達状況を地域別でみると……

- ブラジルに進出している企業、アルゼンチンに進出している企業はそれぞれの国で部品・原材料を調達している割合が高い。自動車部品企業の進出が続いていたメキシコはまだ3割未満であり、日本やアメリカからの調達が多い。
- なお、ブラジル、アルゼンチンとも進出日系企業は欧州からの原料調達割合は多くない。ブラジルとアルゼンチンで比較するとアルゼンチンが3.9%と多い。

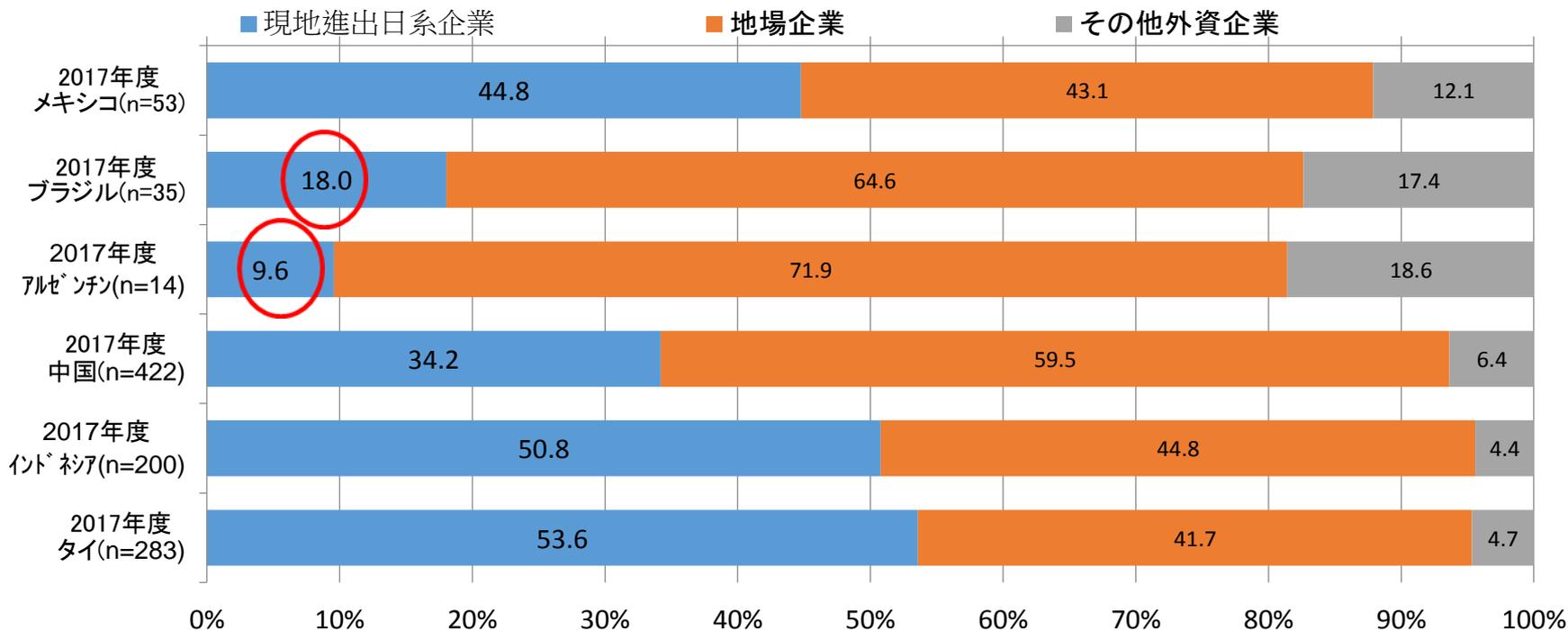
進出日系企業の部品・原材料の調達先(地域別)



原材料・部品の調達状況：どの国の企業から調達しているか？

- メキシコの場合、近年はTier2レベルの日本企業のメキシコ進出が続いているため、現地進出日系企業から調達する割合が高まりつつある(昨年調査では40.4%→今回44.8%)
- 他方、ブラジルとアルゼンチンの場合、部品企業の進出は少ないため、メキシコやアジアと比してその割合は非常に低く、地場企業との取引が多いのが分かる。

進出日系企業の部品・原材料の現地調達先の資本国籍内訳



(出所)「2017年度在アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」、「2017年度在中南米進出日系企業実態調査」

1. 中南米における地域貿易協定の形成
2. 中南米進出日系企業の通商協定に関する「声」
3. EPAが締結された場合の日系企業の対応事例、EPAの効果（チリの事例）

（参考）EPA活用の実務の基礎

日本とメルコスールのEPA交渉に際して：国の視点、民間としての視点

FTAの持つ効果とは？

「貿易創出効果（*1）」「貿易転換効果（*2）」に加えて、動態的效果（*3）がある。

*1：協定による関税撤廃により協定締結国間の貿易を新たに創出する効果

*2：関税撤廃の対象国が限定されるため、締結国以外からの輸入が協定締結国からの輸入に転換（代替）される効果である。

*3：投資、技術移転。通関手続き、紛争処理手続きなどの制度面の改善。安全保障など政治・外交に及ぼす効果。

メルコスールの状況を見ると今後、どうことが起きうるか？（想定）

マイナスの例

●EUと韓国に先にFTAを結ばれたら競合製品が我が社の製品より安くブラジル、アルゼンチンに入り、自社製品にとって不利になってしまう・・・

●日本とメルコスールの協定発効で、日本の競合企業が投資せずに輸出でメルコスール市場に参入でき、自社製品の市場シェアを削る。

●フリーゾーンで完全減免の恩典を享受していたが、自社の原材料・部品の輸入先（EUでも日本でも）からの関税がゼロになるのであればフリーゾーンに多額の投資をして作った工場をどう位置付けるのが問題に。

等々・・・

プラスの例

●EUから輸入していた原材料が安くなり、自社製品の競争力増加に役立つ。

●多国間累積が含まれば、日本がEPAを既に結んでいる国々も含めた多国間で最適なサプライチェーンを設計できる。

●今まで外資規制がかかっていた投資分野に参入が認められる可能性。

●多くの国（メルコスールが今後FTAを締結する先）からの指摘・要求により、ビジネス環境改善が進み、透明性、公正性高まる。

等々

EPA発効直後に進出日系企業はどう対応したか？（日本チリEPAの事例）

■EPA特惠関税減免利用状況について（チリにおける輸入の場合）

利用開始時期	2007年9月～12月	71 %
	2008年1月～3月	7 %
	2008年4月～6月	7 %
	2008年7月～9月	15 %
	2008年10月～現在	0 %

■メリットとしては：先行していた韓国や中国（FTA発効は日本より先）の競合と対抗するため、関税面で不利な分（6%）を流通の過程で吸収していたが、その負担が減ったとの声が聞かれた。

■日本からの輸入に際して本EPAを利用した実績品目と使用開始後の状況についてのコメント

日本から関税減免を利用して輸入した品目	コメント
建機、機械	日本側で書類準備に時間がかかり、実際に関税減免の手続きが開始されたのがかなり遅れた品目もあった。
鉱山、建設用タイヤ	日本とチリの該当品目の取り扱いHSコードが必ずしも一致していないことから税還付が実施されなかった。
メディア関連製品	原産地証明書を所得するのに多くの書類（各部品の原産地の証明等）を揃える必要有り、時間と労力がかかりすぎる。
自動車、自動車向け補給部品	自動車については、膨大な数の構成部品が存在するため初回の国産証明取得にあたって日本のメーカー側に大変な負担をかけた。同様の理由で、自動車向け補給部品については、数万点存在する部品の国産証明を取得するのが困難との日本のメーカーからの要望を受け、特惠関税減免の対象から外す判断をした。
資本財	当社がチリの客先が締結している契約は、輸入税が客先負担になっているため、当社は原産地証明書をタイムリーに客先に提出するのみで、チリ税関との直接の折衝はなく、トラブル、不都合は直接生じていない。 但し、本邦側で取得する原産地証明書の内容が細かく、原産地証明書を入手するのに時間がかかっていたため、貨物がチリに到着する前にチリの客先に提出できず、結果としては、チリの客先が輸入税を一度支払い、後日、還付を受けることになっていた。これについて、客先からクレーム（原産地証明書提出の遅れによって、客先が輸入税を立替、資金繰りを苦しめていた）を受けた。 *いったん支払った関税の還付には2～9カ月くらいかかっていた。（他社の事例）
（利用しなかった例）	特定原産地証明の発給までの手続きが複雑で時間がかかる。 パーツの場合品目点数が多いため、特定原産地証明を取得する手間とコストを勘案するとペイしない。

EPA発効直後に進出日系企業はどう対応したか？（日本チリEPAの事例 その2）

■ 日本への輸出に際して本EPAを利用した実績品目と使用開始後の状況についてのコメント

品目	コメント
サ-モン・トラウト	トラウトなどの日本への輸入に当たり、チリ産は他国サントラウトに比し、関税免税の恩恵を被っているため助かっている。
鮭・鱒等、水産物 レモン等、果物 ワイン等、瓶詰、缶詰製品	原産地証明書や、衛生証明書の間違が多い。記載ミスがあると、日本では通関できない。原則、本紙を本邦より回収し、本紙差し替えで正しいものを提示して初めて通関切れる。訂正にも非常に時間がかかる。
魚粉、冷凍サ-モン・トラウト、冷凍豚肉、冷凍牛肉とその副産物、冷凍・生鮮果実	サ-モン・トラウト：最近になりサ-モンに対し日本税関庁がHSコードの変更を促してきている。牛肉とその副産物：依然いくつかの牛の副産物のHSコードにおいて日本とチリの間で違いがある。

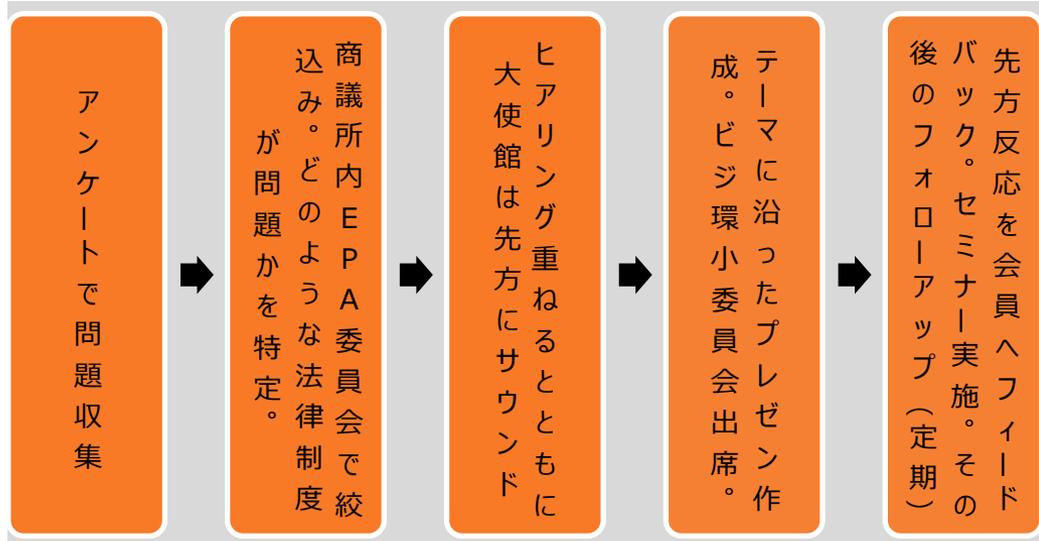
■ その他本EPAを利用していない企業のコメント

利用していない	弊社の輸出している商品はもともと免税措置があったが、EPAができてから、過去に不要であった手続きが増えた。
---------	---

■ 関税減免以外で期待する効果

	選択企業数
投資環境の整備（投資活動に対する内国民待遇、投資家の保護 等）	5社
サービスの貿易（サービス提供者に対する内国民待遇、最恵国待遇供与 等）	1社
金融サービス（内国民待遇、金融機関の市場アクセス 等）	3社
商用目的での入国及び一時滞在	4社
知的財産の保護の強化	2社

■ ビジネス環境委員会



EPA発効後のチリと日本の貿易変化：増加しているがその背景は・・・

順位	2007年9月から2008年8月			2008年9月～2009年8月			2009年9月～2010年8月			増減 2008/2009)
	チリにおける日本からお輸入品目	輸入額 (US\$)	シェア (%)	品目	輸入額 (US\$)	シェア (%)	品目	輸入額 (US\$)	シェア (%)	
1	軽油	737,805,164	29.2	軽油	479,846,117	28.9	軽油	806,973,334	33.5	68.2%
2	乗用車	697,081,991	27.6	乗用車	307,710,570	18.5	乗用車	647,207,458	26.9	110.3%
3	トラック	289,565,125	11.5	トラック	107,342,666	6.5	トラック	186,923,572	7.8	74.1%
4	ショベルカー	136,534,909	5.4	発電機	100,971,280	6.1	ショベルカー	105,930,650	4.4	42.1%
5	タイヤ	67,899,711	2.7	タイヤ	75,304,769	4.5	タイヤ	102,247,673	4.2	35.8%
6	蒸気ボイラー	50,224,429	2.0	ショベルカー	74,531,225	4.5	硫酸	60,679,427	2.5	13.9%
7	硫酸	47,057,555	1.9	硫酸	53,257,644	3.2	ストーブ	32,355,910	1.3	104.4%
8	プリンター	43,087,096	1.7	プリンター	40,559,007	2.4	プリンター	30,124,716	1.2	-25.7%
9	フォークリフト	33,727,129	1.3	自動車用アクセサリ	23,855,453	1.4	貨物船	25,204,000	1.0	-
10	自動車用アクセサリ	24,956,318	1.0	フォークリフト	18,983,872	1.1	自動車用アクセサリ	25,138,222	1.0	5.4%
	輸入額合計	2,523,820,874			1,660,833,882			2,410,404,732		45.1%

出所：リーガルパブリッシングデータもとに作成

順位	日本におけるチリからの輸入品目	2007年9月から2008年8月	シェア (%)	2008年9月～2009年8月	シェア (%)	2009年9月～2010年8月	シェア (%)	増減(%)
1	銅鉱 (銅精鉱含む)	4,332.835799	53.0%	2,825.581992	47.7%	3,502.573862	53.6%	24.0%
2	冷凍魚 (ファイル除く)	475.467348	5.8%	549.480441	9.3%	540.562772	8.3%	-1.6%
3	ウッドチップ	413.109556	5.1%	484.789637	8.2%	488.88204	7.5%	0.8%
4	冷凍魚 (ファイル)	293.252567	3.6%	379.960414	6.4%	362.841455	5.6%	-4.5%
5	モリブデン	870.301764	10.6%	401.663357	6.8%	320.423123	4.9%	-20.2%
6	陰極銅	436.376521	5.3%	168.694071	2.8%	214.083866	3.3%	26.9%
7	豚肉	174.836394	2.1%	94.660869	1.6%	148.589748	2.3%	57.0%
8	鉄鉱石	139.027594	1.7%	154.527252	2.6%	133.568562	2.0%	-13.6%
9	くず肉	54.504708	0.7%	66.814997	1.1%	103.155385	1.6%	54.4%
10	ワイン	54.868871	0.7%	67.878933	1.1%	83.056909	1.3%	22.4%
	輸出合計額	8,172.498934		5,920.710896		6,529.270848		10.3%

出所：財務省通関統計

通商協定が増えた場合の進出企業の戦略を考える（1）

TPP加盟国との二国間貿易(2016年)・・・すべての加盟国とすでにFTA発効済み。

(単位:100万ドル, %)

相手国名	二国間 FTA の有無	二国間貿易額					三大貿易品目	
		輸出		輸入		貿易収支 全体	チリ の輸出	チリ の輸入
		金額	構成比	金額	構成比			
米国(参考)	有	8,160	13.2	9,433	16.6	△ 1,273	銅地金、魚のフィレ、ぶどう	石油精製品、自動車、石油ガス
カナダ	有	958	1.5	604	1.1	354	粗銅、金、ワイン	小麦、石炭、薬品
メキシコ	有	1,216	2.0	1,890	3.3	△ 674	鶏肉、魚のフィレ、木材	テレビ、乗用車、トラック
ペルー	有	1,480	2.4	947	1.7	533	調整食料品、冷凍魚、リンゴ	銅精鉱、モリブデン鉱、硫酸
日本	有	5,035	8.1	1,578	2.8	3,457	銅精鉱、冷凍魚、魚のフィレ	乗用車、石油精製品、タイヤ
シンガポール	有	79	0.1	64	0.1	15	ヨード等、冷凍魚、ワイン	医薬品、タグボート、整形外科用機器
マレーシア	有	106	0.2	184	0.3	△ 78	銅地金、スラグ、冷凍魚	衣類、家具および部品、電話機
ベトナム	有	201	0.3	603	1.1	△ 402	精製銅、木材、冷凍魚	電話機、靴、セメント
ブルネイ	有	0	0.0	0	0.0	0	-	-
オーストラリア	有	328	0.5	355	0.6	△ 27	粗銅、陽極銅、冷凍果実・ナッツ	石炭、紙、シアン化物
ニュージーランド	有	77	0.1	90	0.2	△ 13	木材パルプ、フルーツ・ナッツ類、合板	チーズ、バター、家禽飼育器
11カ国合計	-	17,640	28.4	15,748	27.6	1,892	-	-
10カ国合計	-	9,480	15.3	6,315	11	3,165	-	-
全世界	-	62,042	100.0	56,964	100.0	5,078	-	-

(注) 二国間貿易額、貿易収支はチリ側の統計を利用。

貿易額の構成比はチリの各国との貿易額の全世界との貿易額に占める比率。

(出所)チリ通関統計から作成

通商協定が増えた場合の進出企業の戦略を考える（2）

CPTPPに基づく鉱工業製品の対チリ市場アクセスの改善（主要なもの）

HS	対象	Base Rate	MFN	現行対日	カテゴリー	対日CPTPP税率(%)						対日輸入(2016年) (1,000ドル)
						1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
2501.00	純塩化ナトリウム	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						0
2523.30	アルミナセメント	6.0	6.0	2.3	EIF	0.0						0
3822.00	診断用または理化学用の試薬・調整試薬・認証標準物質	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						3,015
40.12	再生タイヤ・中古タイヤ等	6.0	6.0	2.3	EIF	0.0						0
44.12	合板・積層木材 (針葉樹を含むもの)	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						0
4419.00	木製食卓・キッチン用品	6.0	6.0	2.3	EIF	0.0						0.3
5002.00	生糸	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						0
6402.12	スキー靴	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						0
76.08	アルミニウムの管	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						5.7
76.10	アルミニウム製の構造物及びその部分品	6.0	6.0	6.0	EIF	0.0						0
(参考) 日チリEPAの「B15」カテゴリーの関税撤廃スケジュール						1.9	1.5	1.1	0.8	0.4	0.0	-

(注) CPTPPが2018年4月に発効することを想定。対日輸入額は2015年のもの。

日チリEPAの現行対日税率が6.0%のものは同EPAの自由化除外品目(X)、2.3%のものは「B15」カテゴリー。

(出所) 日チリEPA、TPP条文等から作成

CPTPP発効の効果が考えられる農水産食品分野ポテンシャル品目（日本の対チリ輸出）

HS	品名	現行対日	TPPIによる関税削減スケジュール											
			カテゴリー	B.Rate	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
020130	骨なし牛肉(生鮮・チルド)	6.0	EIF	6.0	0.0									
230990	その他の飼料	6.0	EIF	6.0	0.0									
210690	その他の調整食料品	6.0	EIF	6.0	0.0									
220290	その他のノンアルコール飲料	6.0	EIF	6.0	0.0									
020230	骨なし牛肉(冷凍)	6.0	EIF	6.0	0.0									
190590	その他のベーカリー製品	6.0	EIF	6.0	0.0									

(出所) チリ税関資料、TPP譲許表などから作成

1. 中南米における地域貿易協定の形成
2. 中南米進出日系企業の通商協定に関する「声」
3. EPAが締結された場合の日系企業の対応事例、EPAの効果（チリの事例）

(参考) EPA活用の実務の基礎

関税を知ろう。関税分類コード（HSコード）とは？

- 関税：外国製品の輸入に際して税関で課される税金。世界税関機構（WCO）に加盟する国では、関税分類コード（HSコード） 毎に税率が定められている。

HSコードの構成は、下記のとおりとなっています（図表2-1）。

- ①「類(Chapter) 上2桁」 (例) 第87類
- ②「項(Heading) 上4桁」 (例) 第8708項
- ③「号(Subheading) 上6桁」 (例) 第8708.70号
- ④「統計細分(Statistical code) 7桁以降」 (例) .000



図表2-1 HSコードの例(自動車部品)

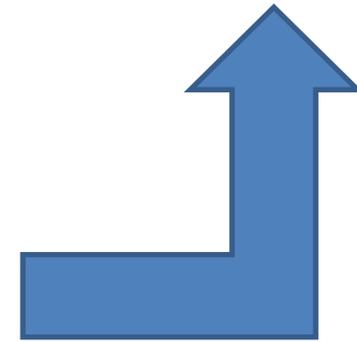
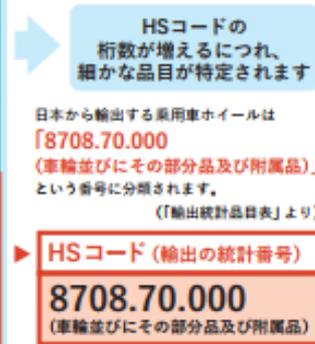
HSコード概念図：乗用車のホイールの場合 世界共通コード



関税率表

日本 		米国 	
091	--- けい素の含有量が全重量の1.6%未満のもの	7202.11	Containing by weight more than 2 percent of carbon.
099	--- その他のもの	7202.11 00	Containing by weight more than 2 percent but not more than 4 percent of carbon.
7201.20 000	非合金鉄鉄(りん)の含有量が全重量の0.5%を超えるものに限る。)		
7201.50 000	合金鉄鉄及びスプーゲル		
72.02	フェロアロイ	7.02.11 80.00	Containing by weight more than 4 percent of carbon.
7202.11 000	炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの		
7202.19 000	その他のもの	7.02.19 00	Other:
7202.21 000	けい素の含有量が全重量の55%を超えるもの	7.02.19.10 00	Containing by weight not more than 1 percent of carbon.
7202.29 000	その他のもの		
7202.30 000	フェロシリコマンガ		
7202.41 000	炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの	7.02.19.50 00	Containing by weight more than 1 percent but not more than 2 percent of carbon.
7202.49 000	その他のもの		

6桁までは全世界共通 国内細分については各国で異なります。



以降のページでTPPの例を中心に説明します！

FTA/EPAによる有利な関税率の適用を受けるには？

- ◆ 輸出入される貨物が特惠関税の適用と対象となる「**原産品 (originating good)**」として認められなければならない。これを**原産地規則**という。
- ◆ 域内で完全に生産された産品、あるいは域外から輸入した材料を使用して生産された産品については品目ごとに定められた「付加価値」や「加工度」等に係る基準（品目別の原産地規則（PSR）を満たした「**原産品**」が、特惠関税の対象となる。
- ◆ 原産地規則には、域外で生産された産品が、不当にT P Pによる特惠税率の恩恵を受ける（迂回という）ことを防ぐ意味合いもある。



関税編

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/about_tpp_tariff.pdf

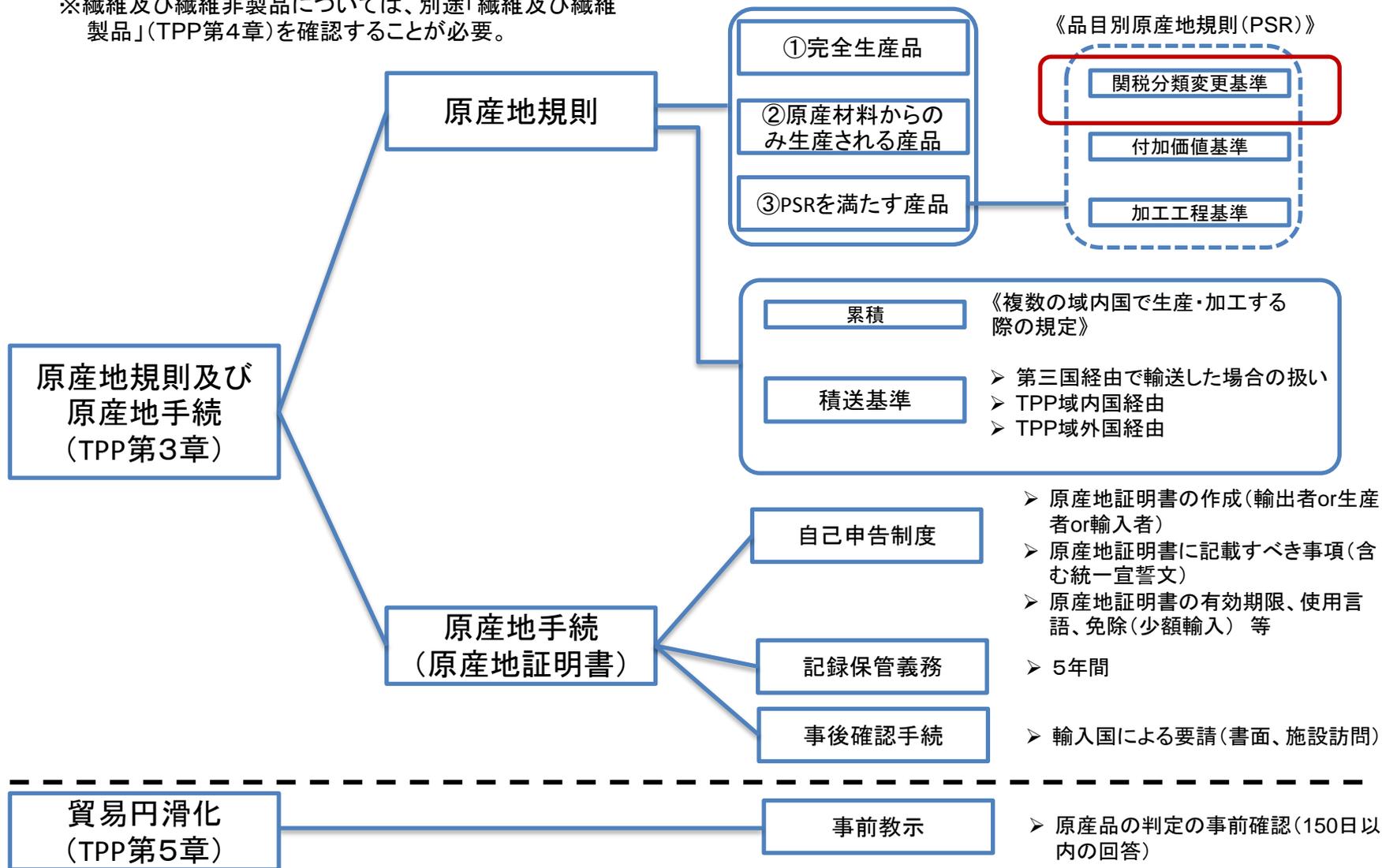


原産地規則編

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/about_tpp_roo.pdf

原産地規則の全体像

※繊維及び繊維非製品については、別途「繊維及び繊維製品」(TPP第4章)を確認することが必要。



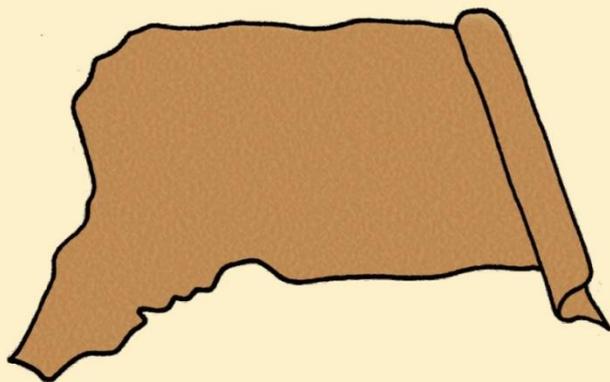
原産性判定方法① HSコード上2桁（「類」=“Chapter”）の変更の場合

革製の時計バンド(HSコード:9113.90)製造のため、加工・組立てをTPP域内で行う場合

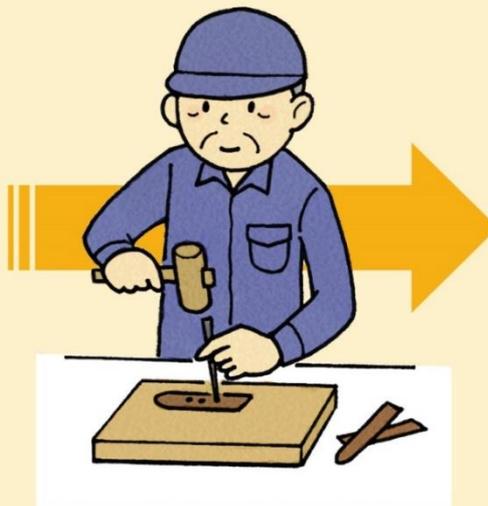
- ◆ PSRには、「第9113.90項の産品への他の類の材料からの変更」とある。
- ◆ 革製の時計バンドの部品は、牛革(HSコード:4104.41)。
- ◆ 域外国A国産の牛革は非原産材料だが、TPP域内で時計バンドへと加工されることにより、HSコードの上2桁での変更がある。
- ◆ 従って、類レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

域外国A国産牛革

(HSコード: 4104.41)

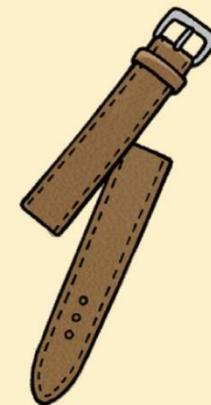


TPP域内における加工



革製の時計バンド

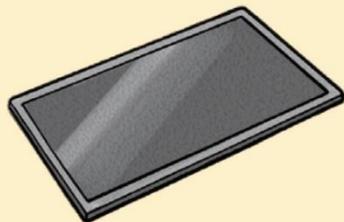
(HSコード: 9113.90)



原産性判定方法① HSコード上4桁（「項」=“Heading”）の変更の例

テレビ（HSコード：85.28）製造のため、加工・組立てをTPP域内で行う場合

- ◆ PSRには、「第85.28項の産品への他の項の材料からの変更」とある。
- ◆ テレビの部品は、パネル（HSコード：85.29）、ネジ（73.18）、ICチップ（HSコード：85.42）。
- ◆ 域外国A国産パネル、域外国B国産ネジ、域外国C国産ICチップは、すべて非原産材料だが、TPP域内での加工・組立てによって、HSコードの上4桁での変更がある。
- ◆ 従って、項レベルでの変更があるため、原産品と認められる。



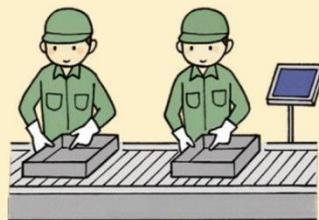
域外国 A国産パネル
(HSコード：85.29)



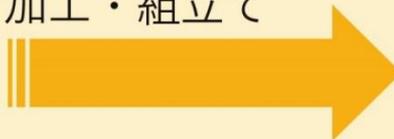
域外国 B国産ネジ
(HSコード：73.18)



域外国 C国産ICチップ
(HSコード：85.42)



TPP域内における
加工・組立て

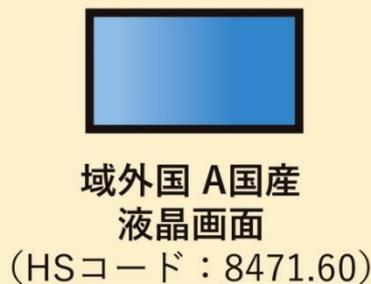


テレビ
(HSコード：85.28)

原産性判定方法① HSコード上6桁(「号」=“Subheading”)の変更の例

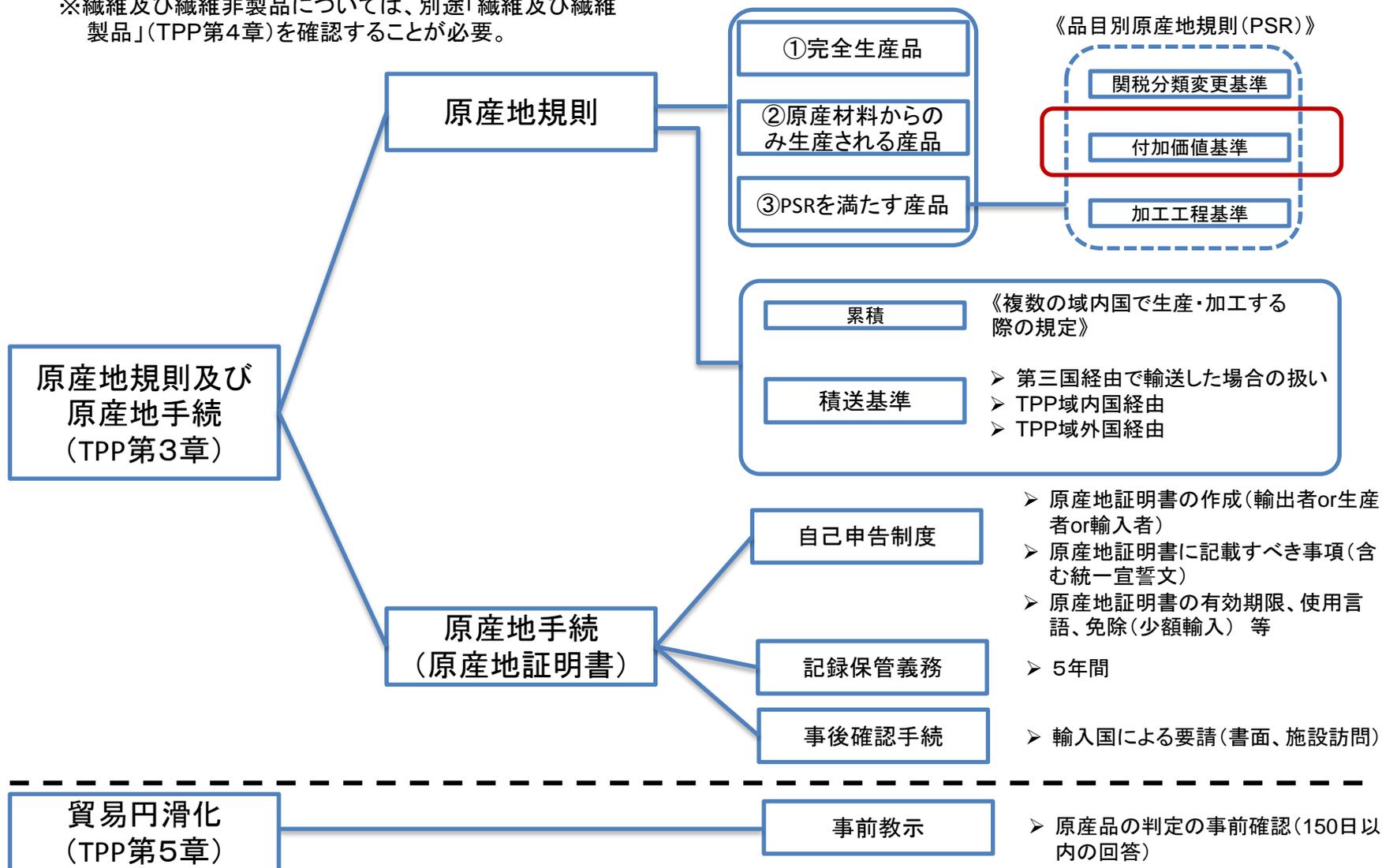
パソコン(HSコード:8471.30)製造のため、加工・組立てをTPP域内で行う場合

- ◆ PSRは、「第8471.30号から第8471.90号までの各号の製品への他の号の材料からの変更」。
- ◆ パソコンの部品は、液晶画面(HSコード:8471.60)、半導体メモリ(8542.32)、ハードディスク(HSコード:8471.70)、CPU(HSコード:8542.31)などがある。
- ◆ 域外国A国産の液晶画面、半導体メモリ、ハードディスク、CPUは、すべて非原産材料だが、TPP域内での加工・組立てによって、HSコードの上6桁での変更がある。
- ◆ 従って、号レベルでの変更があるため、原産品と認められる。



原産性判定方法は複数ある：付加価値基準

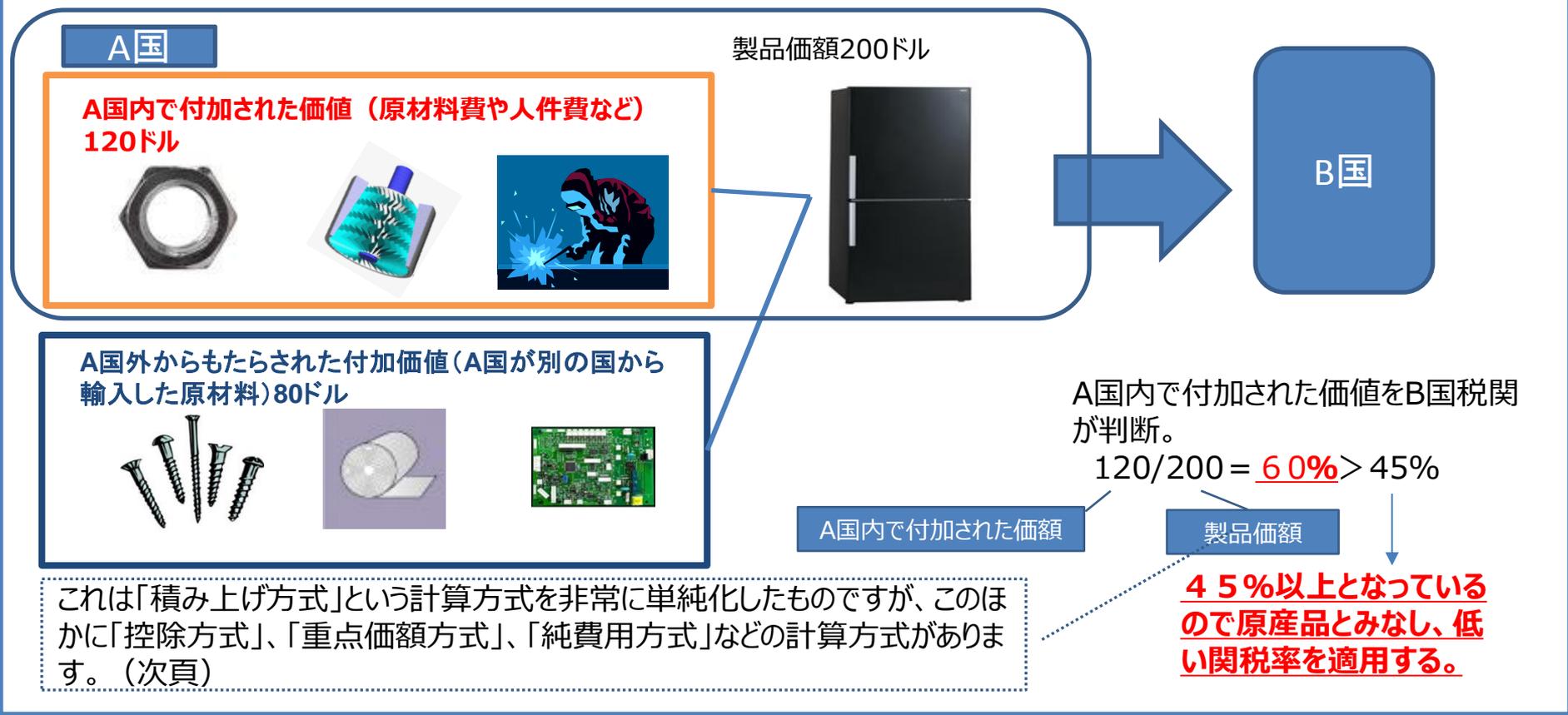
※繊維及び繊維非製品については、別途「繊維及び繊維製品」(TPP第4章)を確認することが必要。



原産性判定方法は複数ある：付加価値基準

- ◆ 付加価値基準も判定によく使われる。これはFTA締結国内で付加された価値を基準とする。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内（または自由貿易地域内）で付加された場合に、原産品と認める基準。

(参考) 冷蔵庫：A国とB国の間のFTAにおいて原産性を判定する方法が「付加価値基準が45%」と定められているケースの例



多くのFTAで付加価値基準の計算方式は控除方式を採用することも多い

付加価値基準の計算方式まとめ

- ◆ TPPの付加価値基準の計算方式は、基本的には我が国の従来のEPAで導入済みの控除方式、積上げ方式が採用されている。加えて、一部の品目については、重点価額方式、純費用方式が新たに採用されている。
- ◆ 利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。

○ 控除方式(非原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去のEPAでも採用

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100$$

○ 積上げ方式(原産材料の価額に基づくもの) → 前ページ参照

我が国の過去の一部のEPAでも採用。控除方式との違いは原産材料の価額を特定し、積み上げてRVCを算出する点。

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100$$

○ 重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは非原産材料の価額を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}} \times 100$$

○ 純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。純費用とは、総費用から販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費、梱包費等を減じたもの。

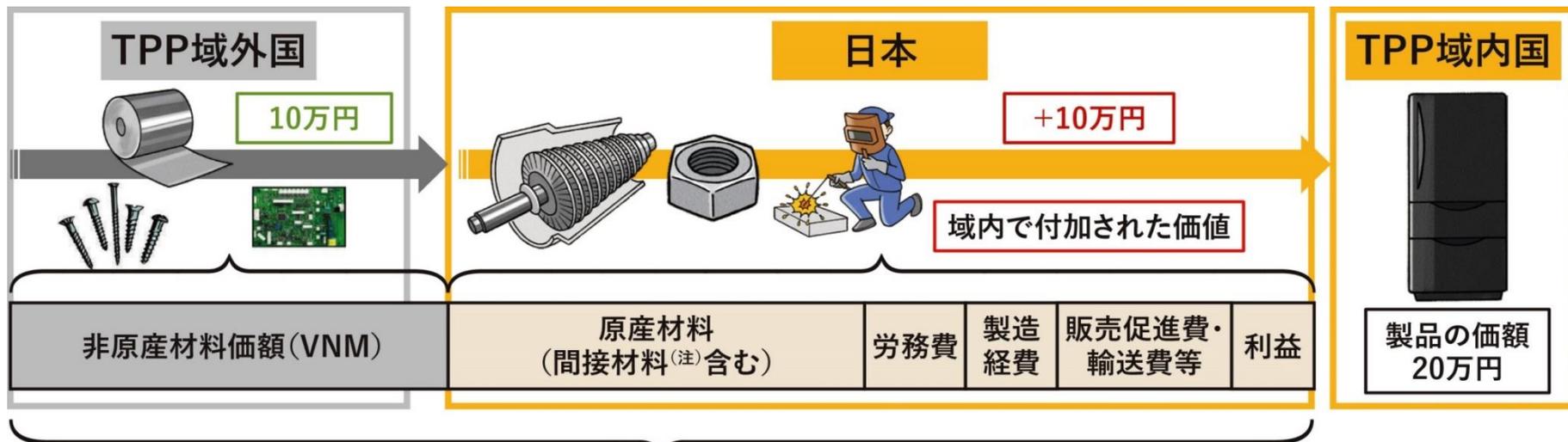
$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}} \times 100$$

原産性判定方法 控除方式の具体例

- ◆ 控除方式では、非原産材料価額(VNM)にもとづいて計算する。
- ◆ 非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含む。

【冷蔵庫(HSコード:8418.10)の例】

本製品のPSRを満たすために控除方式による付加価値基準を用いる場合は**45%以上の域内での付加価値が必要**。



【公式】

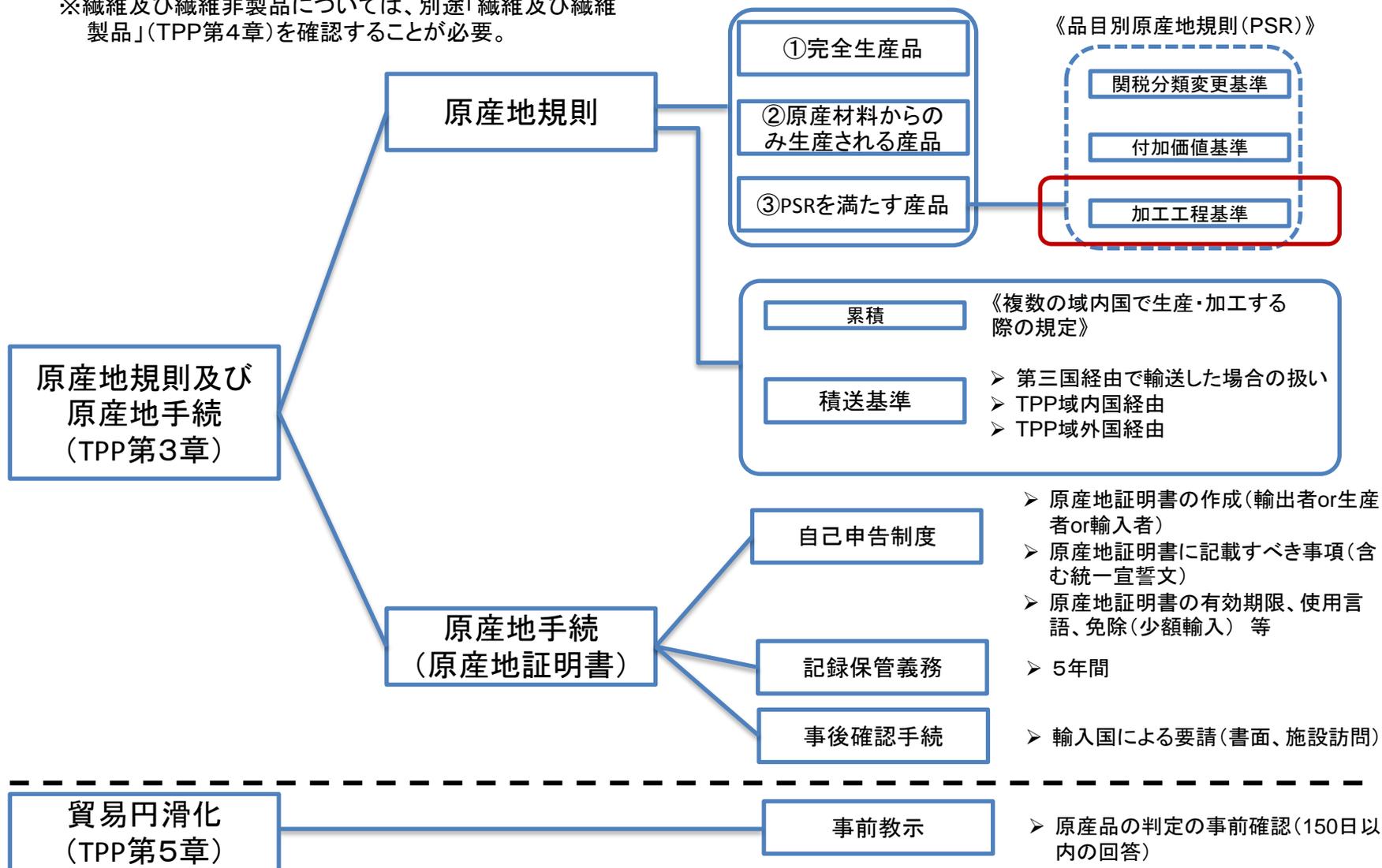
製品の価額(FOB) = 20万円

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{20\text{万円} - 10\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 50\% \geq 45\%$$

⇒従って、この冷蔵庫はRVCが45%以上のため、原産品と認められます。

原産性判定方法は複数ある：加工工程基準

※繊維及び繊維非製品については、別途「繊維及び繊維製品」(TPP第4章)を確認することが必要。



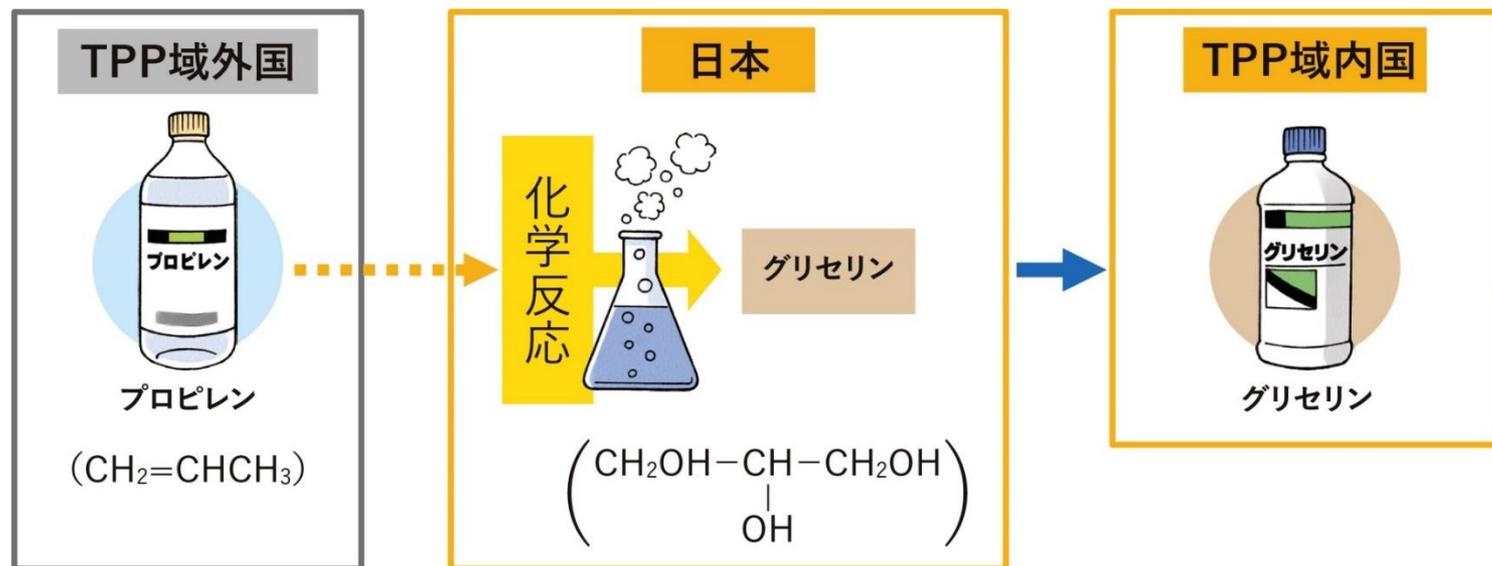
原産性判定方法③ ～加工工程基準～

- ◆ TPP域内でPSRが定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。
- ◆ 下の図では、材料であるプロピレンをTPP域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、TPP原産品と認められる。
- ◆ 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

(参考)グリセリン(HS2905.45)のPSR(※):

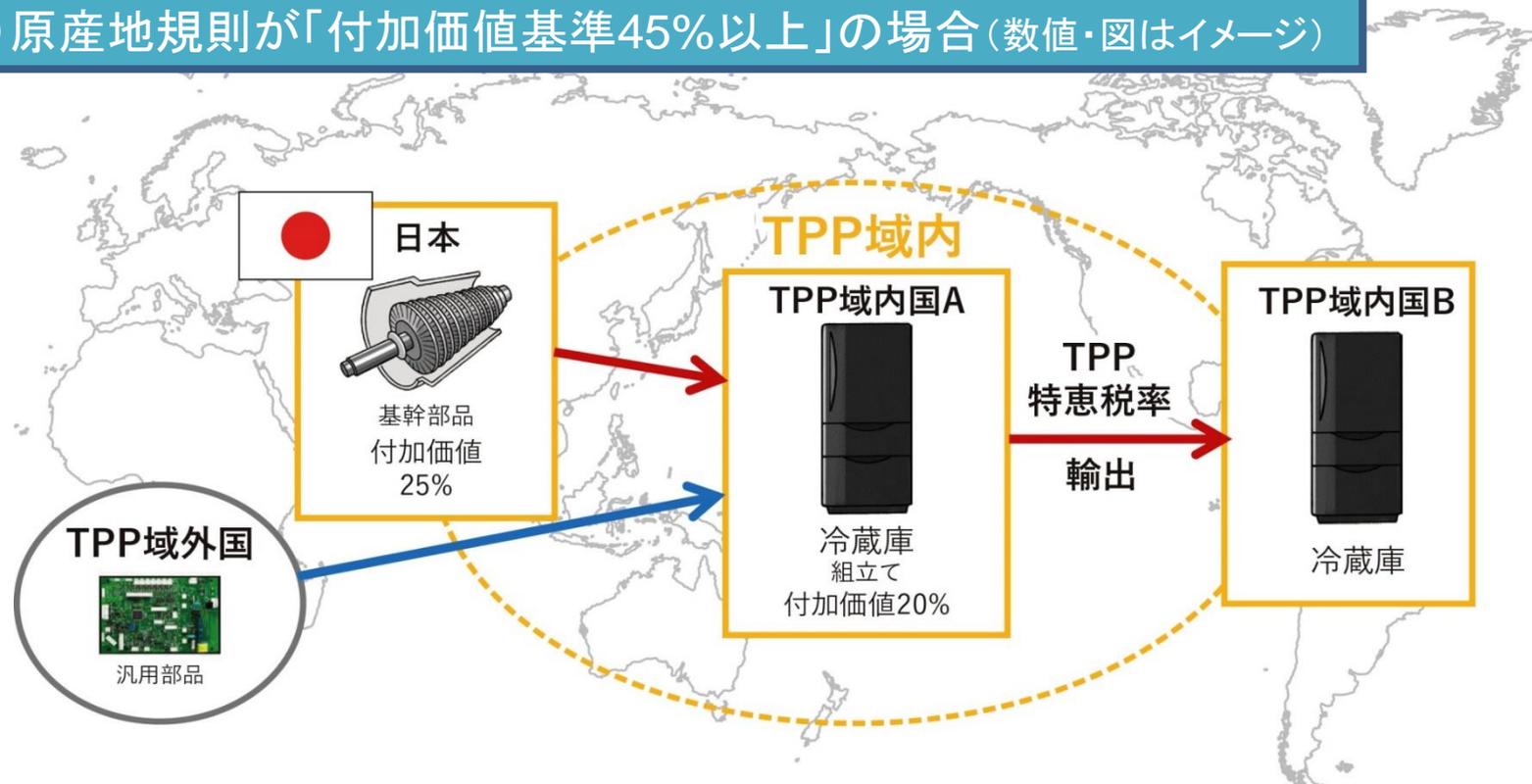
「材料が化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること」

(※)「号」(関税分類(HSコード)上6桁)変更基準と上記加工工程基準の選択制となっている。



- ◆ TPPの原産地規則においては、複数のTPP域内国における付加価値や工程の足し上げを可能にする累積ルール(完全累積制度)が採用されている。これにより多様な生産ネットワークに対してFTAを活用することで、日本企業の最適な生産配分・立地戦略の実現が可能になる。

(例) 原産地規則が「付加価値基準45%以上」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールが適用されない場合には、TPP域内国Aの付加価値が20%であるため、品目別原産地規則「付加価値基準45%以上」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%とTPP域内国Aの付加価値20%を合算することができ、その結果、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

- ◆ 自動車及び自動車部品のRVCの計算に使用する純費用を一定期間や基準に基づき平均することを認める制度(TPP第3.9条3項、4項)。完成車の場合は会計年度、自動車部品の場合は会計年度、四半期、月単位で平均を取ることができる。
- ◆ 一定期間で費用の平均を採ることができ、為替レートや原油価格、資源価格など世界の市況等に応じて変動が大きい要素が域内原産割合(RVC)に与える影響を緩和することができる。

純費用方式のアベレージングの詳細

対象	平均できる期間	国内/輸出向け区分	生産地による区分	製品による区分
完成車	OEMの会計年度	生産される全ての自動車を平均の対象とするか、域内国への輸出向けのみを対象とするか選択できる。	国単位	同一モデルライン
			工場単位	同一モデルライン 同一車種
自動車部品	OEMの会計年度	輸出・国内販売を問わず、販売先であるOEM毎に平均する	工場単位	同一製品
	任意の月、四半期	輸出先である域内国毎に平均する		
	部品メーカーの会計年度	全ての産品を平均する		

(注)車種の区分は以下のHSコードに基づく。

大型商用:8701.20, 8702.10または8702.90(16人以上輸送用), 8704.10, 8704.22, 8704.23, 8704.32, 8704.90, 87.05, 87.06

トラクター:8701.10, 8701.30, 8701.90

小型商用:8702.10又は8702.90(15人以下輸送用), 8704.21, 8704.31

乗用車:8703.21~8703.90

オートバイ:87.11

モデルラインとは、同一の車台(プラットフォーム)またはモデルの名称を有する自動車の一群をいう。

(出所)TPP条文から作成

ご清聴ありがとうございました

【免責条項】本資料・セミナーで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料・セミナーで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。